

一時生活支援事業の手引き

目次

第 I 章 生活困窮者自立支援制度の構築	1
1 生活困窮者自立支援制度について	1
2 生活困窮者自立支援法とホームレス対策の各事業との関係	6
3 一時生活支援事業について	13
第 II 章 一時生活支援事業の立ち上げと体制整備	20
1 推進体制の整備と広域的な実施	20
2 運営	22
第 III 章 一時生活支援事業の業務と連携	32
1 一時生活支援事業の業務	32
2 一時生活支援事業の運営手順	34
3 一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携	39
第 IV 章 個人情報の保護・リスクマネジメント	41
1 一時生活支援事業における個人情報保護の考え方	41
2 個人情報保護に関する手続きと関係機関との情報共有	41
第 V 章 事業の評価	42
1 運営計画と評価	42
第 VI 章 参考事例集	43
1 参考事例集の使い方	43
2 参考事例	45
第 VII 章 参考資料	59
1 参考様式例	59

第Ⅰ章 生活困窮者自立支援制度の構築

生活に困窮する人に対する包括的な支援制度が創設された。本章では、生活困窮者を取り巻く現状及び生活困窮者自立支援法が成立した経緯と、一時生活支援事業の全体像を説明する。

1 生活困窮者自立支援制度について

平成 25 年 12 月、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）が成立した。本制度は、近年の社会経済の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものである。

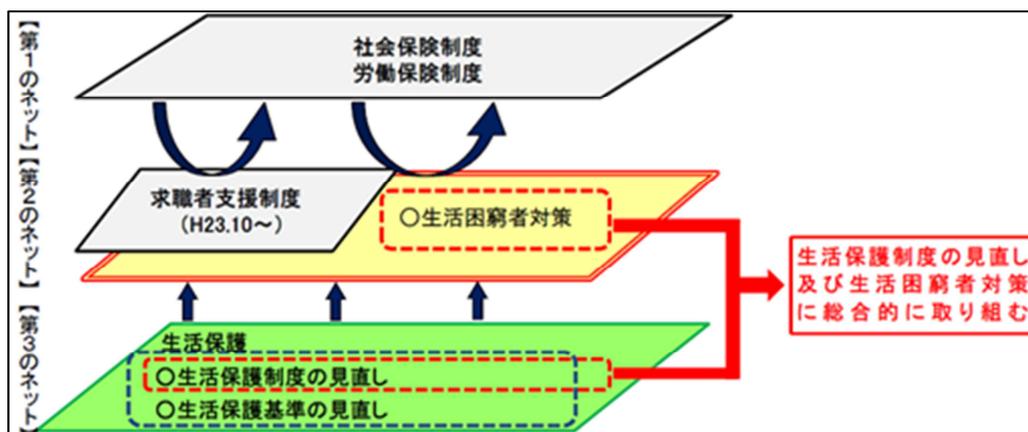
法に基づく事業を適切に運営するためには、生活困窮者自立支援制度の必要性や理念、全体像、対象者の考え方等について、十分な理解が必要である。

これらの詳細については、「自立相談支援事業の手引き」を参照いただくこととし、本章では、その概略について述べる。

1-1 生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心に様々な支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とし、雇用を通じた安全網（第 1 のセーフティネット）と生活保護（第 3 のセーフティネット）との間に、第 2 のセーフティネットを構築するものである（図表 1）。

図表 1 第 2 のセーフティネットの拡充のイメージ



法は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金の支給を、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業等を制度化した。事業

の実施主体は、福祉事務所設置自治体であり、それぞれの事業を直接又は委託により実施する。

また、法においては、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の適切な実施を確保するため、都道府県知事等による認定制度が設けられた。

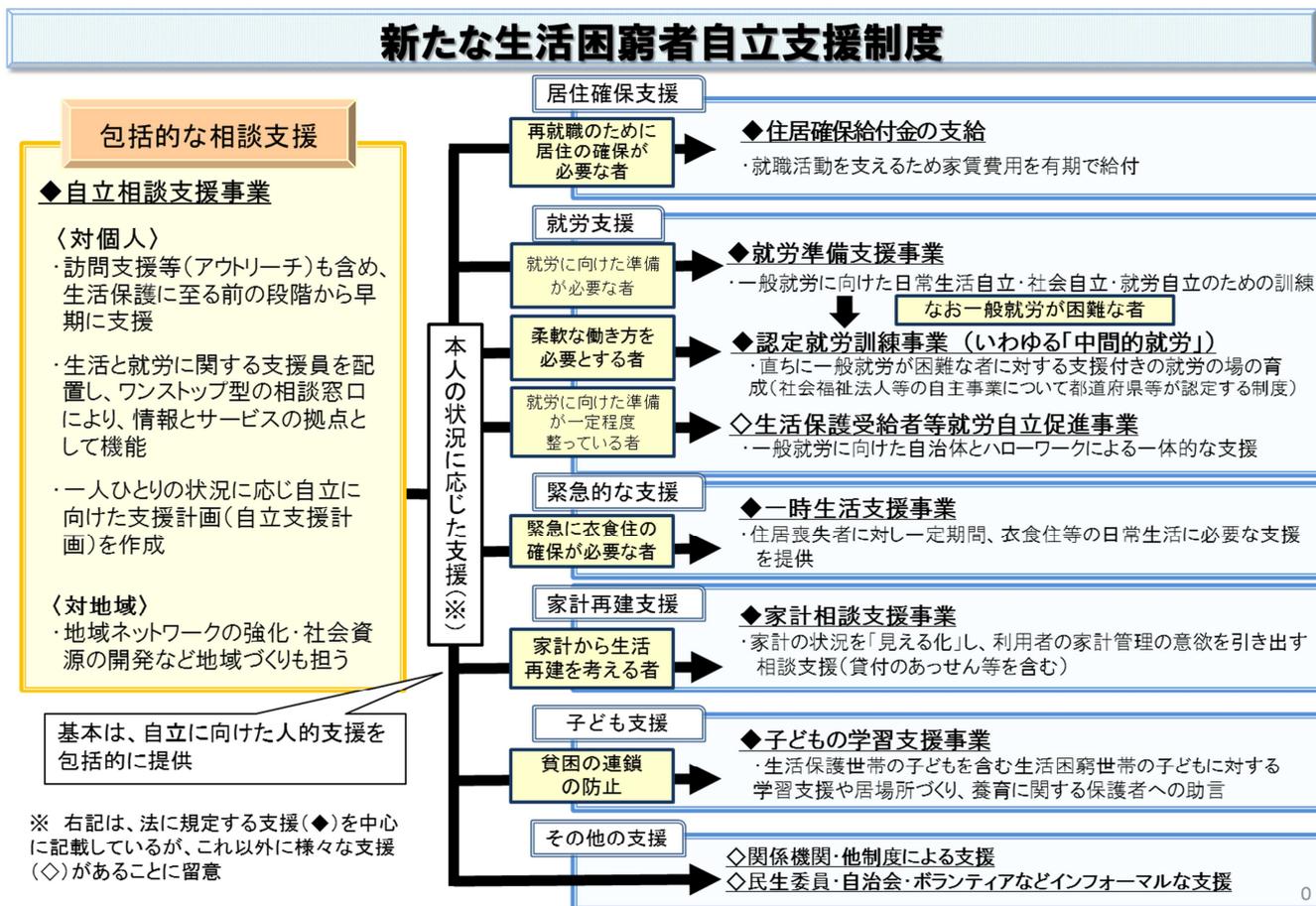
生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、また、各人の状況は多様である。こうした生活困窮者に適切な支援を行うためには、各自治体において、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要である。生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や地域に存在する他制度・他事業による支援を総合的に実施することではじめて実現されるものであることから、各自治体においては、任意事業の積極的な実施はもとより、福祉分野に限らず様々な関連制度・事業との密接な連携が求められる。

なお、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業を除き、生活保護受給者は、法に規定する各種事業の対象には含まれず、生活保護受給者については生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき福祉事務所が支援を行うこととなる。いずれにせよ、法に基づく事業と生活保護法に基づく事業とが密接に連携して、切れ目のない支援を提供することが重要である。

図表 2 生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について	
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。	
法律の概要	
1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）	
○ 福祉事務所設置自治体は、「 自立相談支援事業 」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。	
○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「 住居確保給付金 」（有期）を支給する。	
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）	
○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。 ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「 就労準備支援事業 」 ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「 一時生活支援事業 」 ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「 家計相談支援事業 」 ・ 生活困窮家庭の子どもへの「 学習支援事業 」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定	
○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき 一定の基準に該当する事業であることを認定 する。	
4. 費用	
○ 自立相談支援事業、住居確保給付金： 国庫負担3/4	
○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業： 国庫補助2/3	
○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業： 国庫補助1/2	
施行期日	平成27年4月1日
※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。	

図表 3 生活困窮者自立支援制度による包括的な支援



1-2 生活困窮者自立支援制度の支援体系と一時生活支援事業の位置づけ

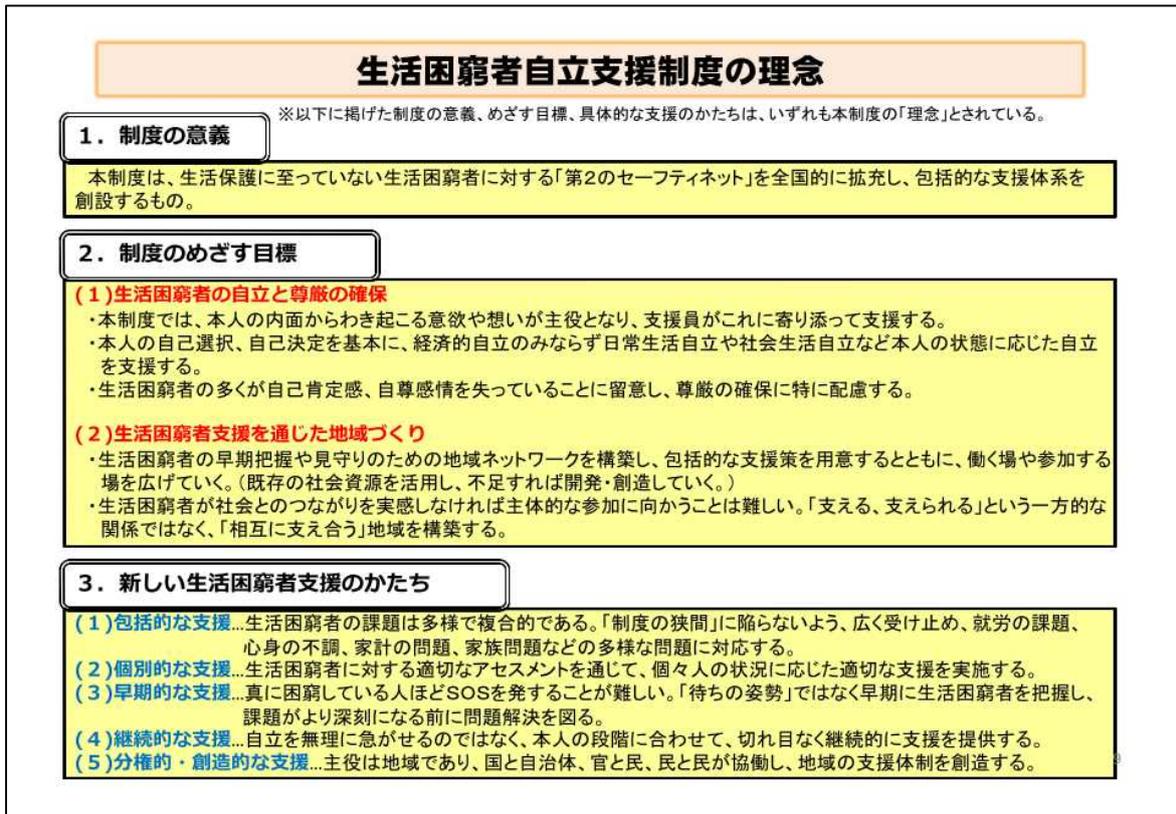
生活困窮者自立支援制度の理念である、制度の意義、制度のめざす目標、新しい生活困窮者支援のかたちは、図表 4 に示すとおりである。

自立相談支援事業とは、福祉事務所設置自治体が必須事業として実施するものであり、生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握し、②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定し、③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施、等の業務を行うものである(図表 5)。

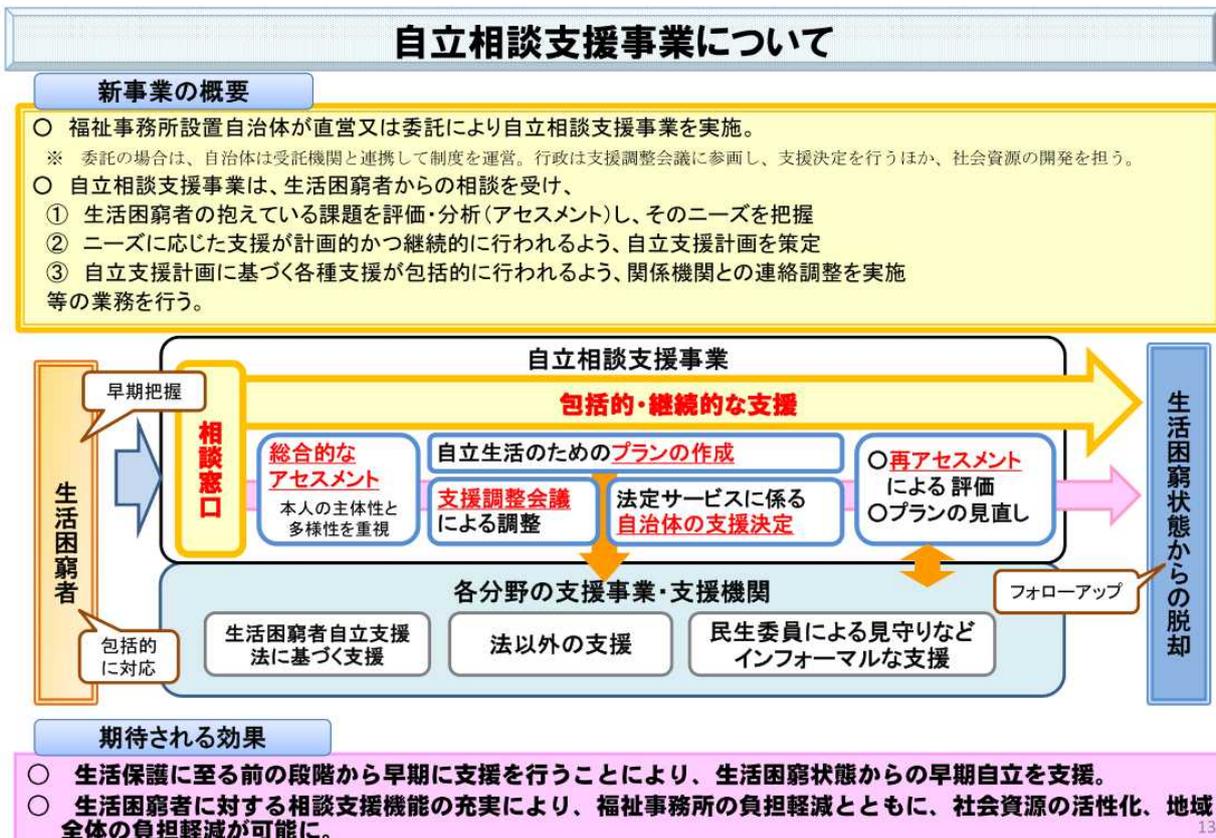
一時生活支援事業は、生活困窮者のうち住居に不安を抱えている層に対し、一定期間、衣食住の提供を行うものである。

このように生活困窮者自立支援制度では、必須事業である自立相談支援事業をコントロールタワーとして、本人の状況に応じた様々な支援を包括的に実施する体系となっていることから、一時生活支援事業の実施(図表 6)に当たっては、自立相談支援事業との連携が不可欠である。

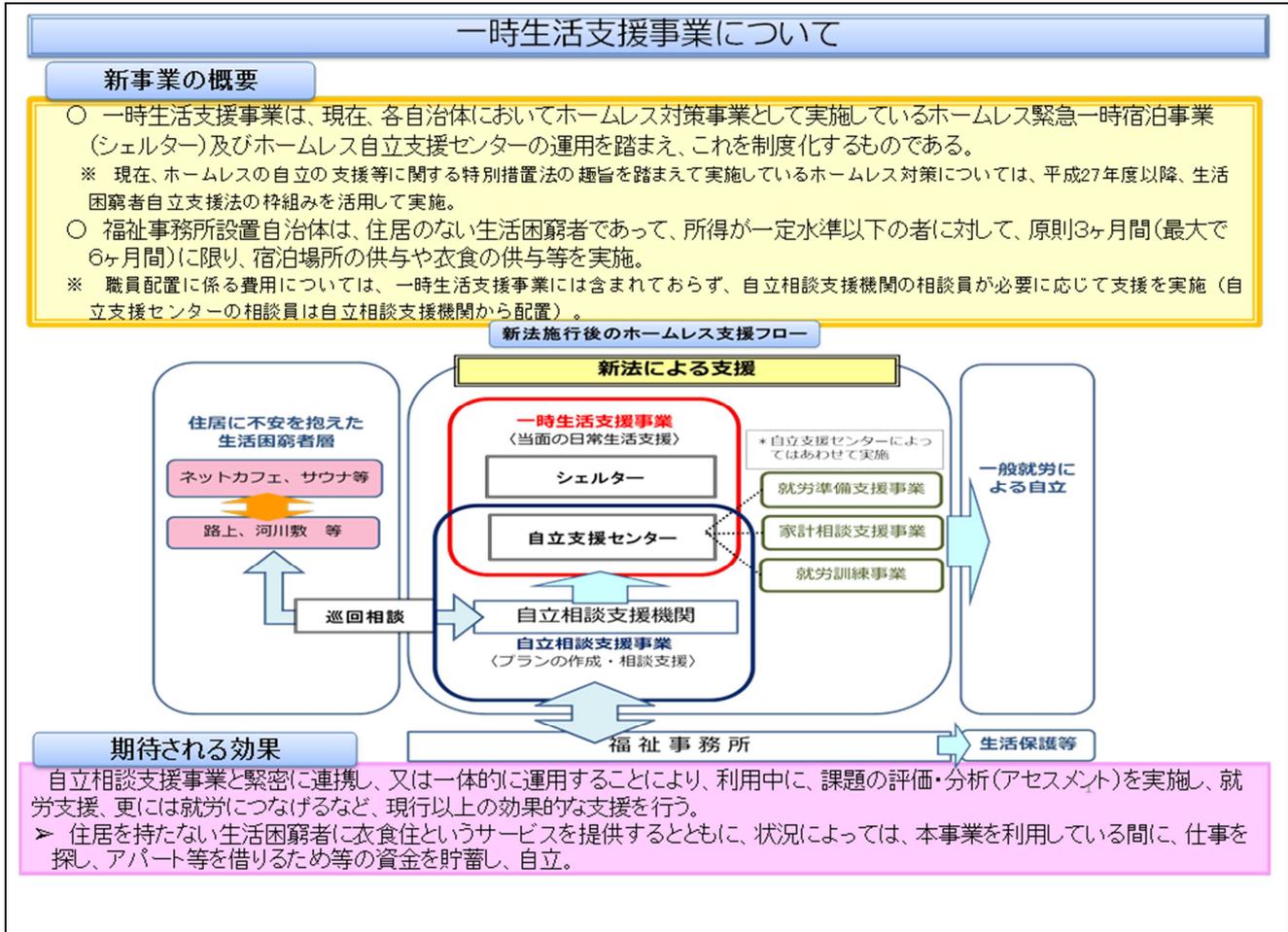
図表 4 生活困窮者自立支援制度の理念



図表 5 自立相談支援事業について



図表 6 一時生活支援事業について



2 生活困窮者自立支援法とホームレス対策の各事業との関係

2-1 ホームレス対策の根拠法と事業

一時生活支援事業と深いつながりがある制度として、これまでのホームレス対策があげられる。特に、生活困窮者自立支援制度の検討段階からホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）等は一時生活支援事業に移行することが想定されていた。これまでのホームレス対策が、生活困窮者自立支援法の枠組みの中でどのように実施されていくのか説明する上で、これまでのホームレス対策の法的枠組みと事業について述べる。

1) ホームレス対策の法的枠組み

ホームレス対策を規定する法律は、平成14年8月7日に公布・施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（法律第105号、議員立法。以下「ホームレス特措法」という。）である。平成24年6月27日に一部改正され、平成29年8月7日に期間が満了する。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法と生活困窮者自立支援法の目的、公布・施行日、法律の主な内容、国庫負担等は図表7に示すとおりである。

図表7 ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法について

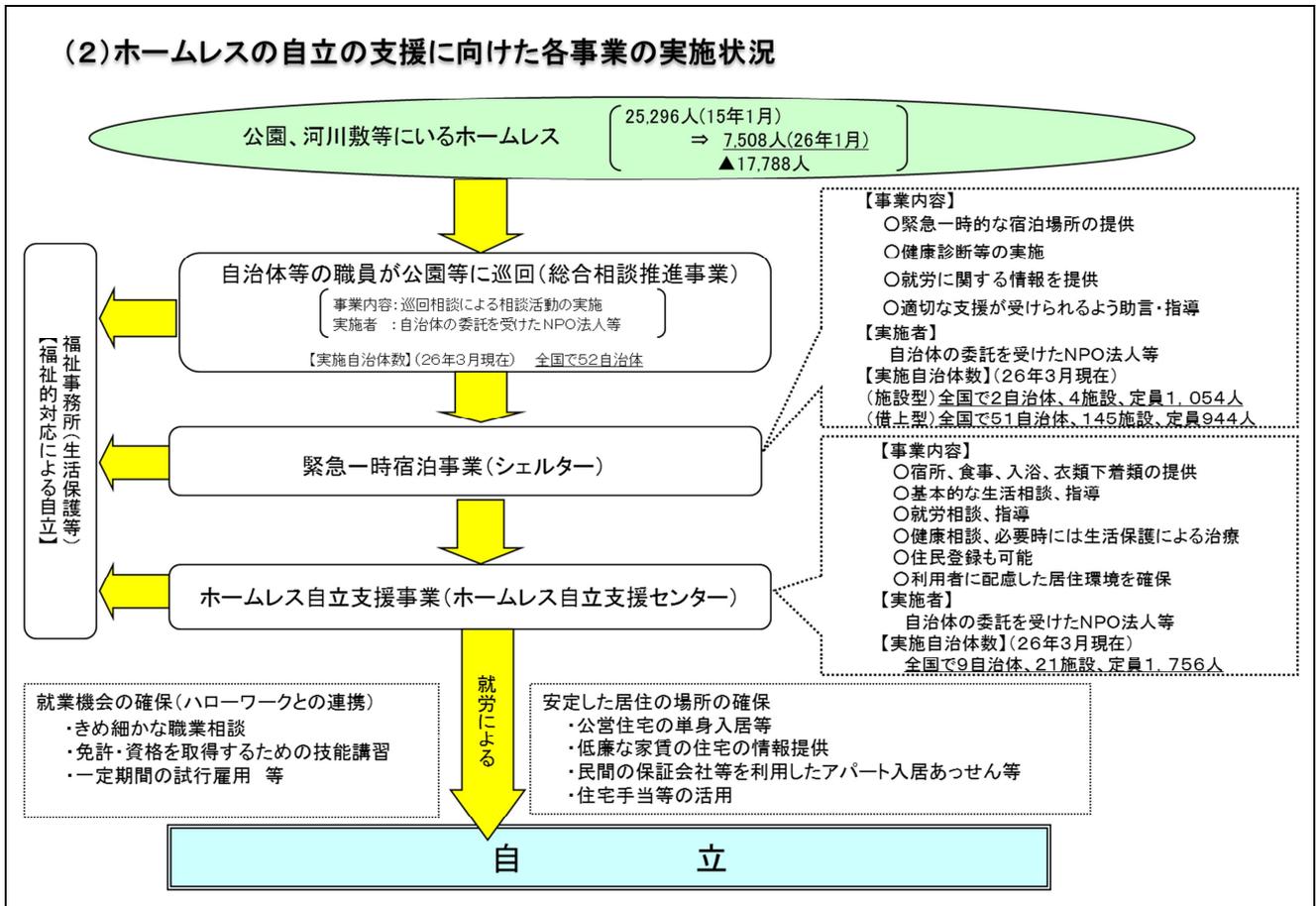
ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法について		
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 【議員立法】	生活困窮者自立支援法 【内閣提出法】
目的	ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
公布・施行日	平成14年8月7日公布・施行 ※ 平成24年6月20日に、従前10年間であった期間を5年間延長する一部改正法が公布・施行。	平成25年12月6日公布 平成27年4月1日施行
法律の主な内容	○ ホームレス全国調査の実施 ○ 国のホームレス基本方針の策定、自治体の実施計画の策定 ○ 法律の趣旨を踏まえた予算事業として、主に以下の事業を実施 ・ ホームレス総合相談推進事業 ・ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） ・ ホームレス自立支援事業（自立支援センター）	○ 必須事業 ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金 ○ 任意事業 ・ 就労準備支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ その他事業 ○ 中間的就労の認定
国庫負担	予算措置 ※ 従前は1/2であったが、リーマンショックを受けて編成された平成21年度第1次補正予算以降は緊急的な措置として全額国庫負担により対応。	法律に補助率が規定 ○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：3/4 ○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：2/3 ○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：1/2
その他	平成29年8月7日に期間が満了	—

2) ホームレス対策の各事業について

ホームレス対策の支援内容としては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ、図表 8 に示すように、①ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）、③ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）、④ホームレス能力活用推進事業、⑤NPO 等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業などが実施されてきた。その詳細は、「社会的包摂『絆』再生事業実施要領」に定められている。

上記のうち、②ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）、③ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）の衣食住に係る業務が、一時生活支援事業に移行するため、以下ではこの 2 点を中心に説明する。

図表 8 ホームレスの自立に向けた施策の概要



(1) ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）は、ホームレス等に対して緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止し、その自立を支援することを目的として実施されてきた（図表 9 参照）。平成 26 年 3 月時点では、シェルター施設方式が全国 2 自治体（4 施設）において運用され、シェルター借り上げ方式が全国 51 自治体（145 施設）において運営されていた。

図表 9 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）					
【目的】ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。					
【利用期間中の主な処遇】					
日常生活・健康					
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止 ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施 					
就労					
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供 					
その他					
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導 ▷ 利用期間は原則として3か月以内、利用料は原則として無料 					
【実施自治体等（26年3月現在）】					
▷ 全国で2自治体、4施設、定員1,054人					
名古屋 2か所（250人） 大阪市 2か所（804人）					
借り上げシェルター					
▷ 全国で51自治体、145施設、定員944人					
青森県 2か所（1人）	我孫子市 1か所（2人）	東京都 5か所（130人）	福井県 4か所（6人）	福井市 1か所（1人）	
勝山市 1か所（1人）	鯖江市 1か所（1人）	あわら市 1か所（4人）	坂井市 1か所（1人）	敦賀市 1か所（1人）	
小浜市 2か所（2人）	上田市 1か所（1人）	諏訪市 1か所（2人）	愛知県 24か所（24人）	碧南市 1か所（5人）	
安城市 2か所（20人）	豊川市 1か所（3人）	一宮市 3か所（3人）	刈谷市 1か所（4人）	西尾市 1か所（4人）	
彦根市 6か所（8人）	京都府 3か所（8人）	豊中市 7か所（7人）	門真市 2か所（2人）	東大阪市 1か所（3人）	
和泉市 7か所（7人）	兵庫県 2か所（70人）	松江市 1か所（3人）	今治市 1か所（1人）	熊本県 1か所（10人）	
那覇市 2か所（9人）	石垣市 1か所（4人）	南城市 1か所（1人）	糸満市 1か所（5人）	札幌市 1か所（3人）	
横浜市 15か所（15人）	新潟市 1か所（1人）	名古屋市 3か所（138人）	京都市 4か所（115人）	大阪市 12か所（229人）	
岡山市 1か所（12人）	福岡市 1か所（20人）	熊本市 1か所（5人）	旭川市 1か所（2人）	前橋市 1か所（2人）	
川越市 1か所（3人）	豊橋市 1か所（7人）	岡崎市 6か所（30人）	倉敷市 1か所（4人）	下関市 2か所（2人）	
松山市 2か所（2人）					
合計		※ 定員数が0人のところは、必要に応じて確保するため、定員がない			
▷ 全国で51自治体、149施設、定員1,998人					

(2) ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）

ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）は、ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的として実施されてきた（図表 10 参照）。平成 26 年 3 月時点では、全国 9 自治体（21 施設）においてホームレス自立支援センターが運営されていた。

ホームレス自立支援センターは、多様な支援業務をパッケージとした機能を備えた施設であり、様々な問題を抱えた生活困窮者を受け入れてきたという活動実績とノウハウが蓄積されている。施設利用者の生活習慣の改善、就労支援、地域の中で生活していくことを見据えた家計管理の支援など、手厚い支援が行われている。巡回相談といったアウトリーチを含めた入口から、施設利用終了後のアフターフォローの事業まで実施している施設も多くある。特に施設利用終了後のアフターフォローは、ホームレス経験者の再路上化を防ぐという観点から重要な取組である。生活困窮者自立支援法の枠組みにおいても、一時生活支援事業のみならず、自立相談支援事業、他の任意事業等をあわせて実施することで、相乗的な効果を上げることが考えられる。

図表 10 ホームレス自立支援事業（ホームレス自立支援センター）

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

【目的】 ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▶ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▶ 定期的な健康診断による健康管理
- ▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▶ 親族との交流促進
- ▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携(再び路上に戻らないように)
- ▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（26年3月現在）】

▶ 全国で9自治体、21施設、定員1,756人

仙台市 1か所（50人） 東京都 5か所（620人） 横浜市 1か所（250人） 川崎市 3か所（182人）
名古屋市 2か所（158人） 京都市 1か所（30人） 大阪市 4か所（350人） 北九州市 1か所（50人）
福岡市 3か所（66人）

2-2 生活困窮者自立支援法の枠組みにおけるホームレス対策について

1) 生活困窮者自立支援法の枠組みにおける実施の考え方

これまでホームレス対策として実施してきたホームレス自立支援センター等の事業は、ホームレス特措法の趣旨を踏まえて、予算事業として実施してきたものである。

ホームレス対策事業は、次の2つの観点から、生活困窮者自立支援法の枠組みを活用して今後実施していくことになる。

○生活困窮者自立支援法は、ホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象に、これまで以上に効果を発揮できる包括的な支援を提供するものである。ホームレス対策を生活困窮者自立支援法に位置付けることにより、さらなる支援の効果が期待できる。

※路上のホームレスは減少傾向にある。ホームレス特措法は、期間を定めて重点的に実施する特別措置法であり、恒久的な制度ではない。

○現在（平成26年2月時点）のホームレス対策は、リーマンショックを受けた緊急的な措置として、全額国庫負担の基金事業により実施されている。しかしながら、全額国庫負担という事業は恒久的に継続できるものではなく、基金事業は平成26年度末で終了した。このため、生活困窮者自立支援法への位置付けにより、今後もホームレス支援に関する安定的な財源確保が可能となる。

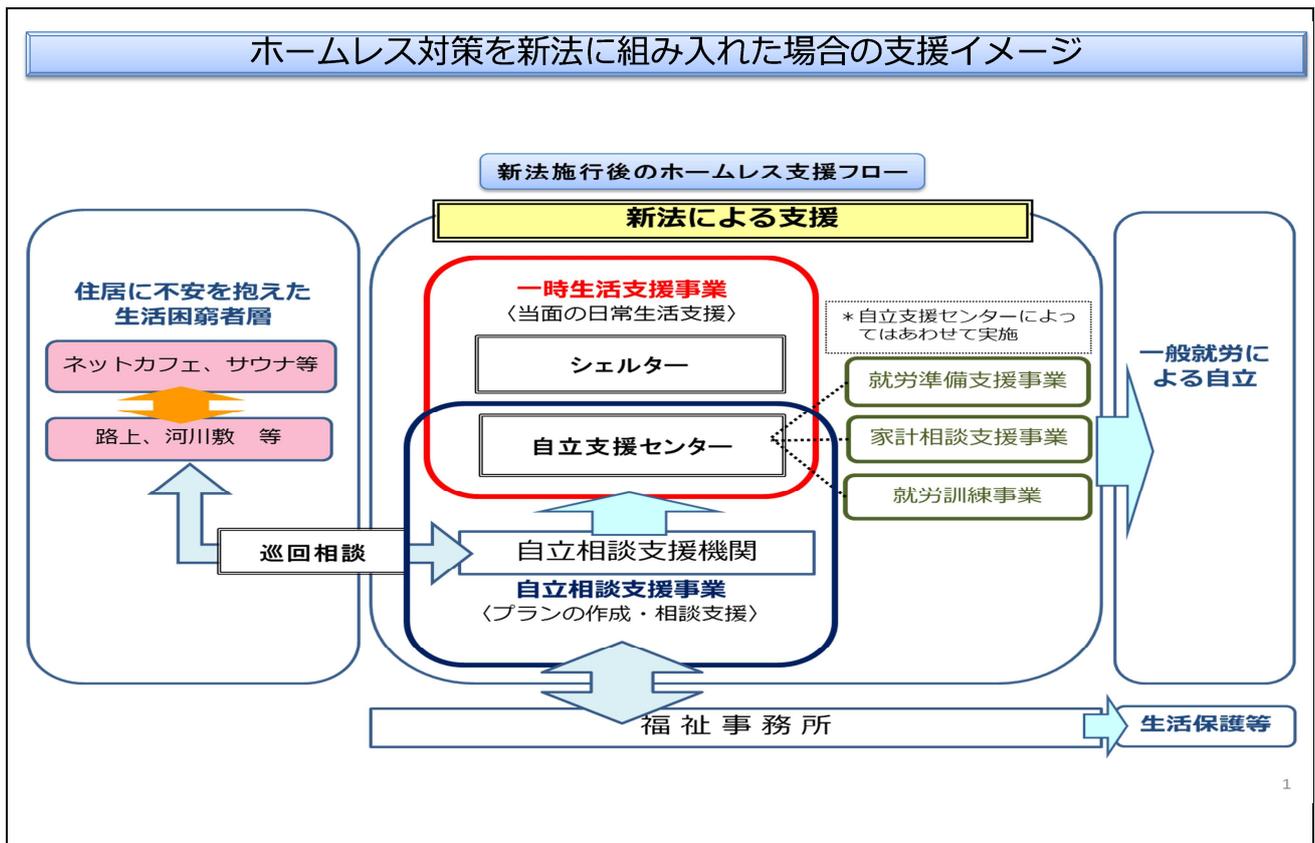
また、これまでの生活困窮者への支援は、大都市など一部の自治体において行われてきており、一部には「施策を手厚くすると生活困窮者がより特定の自治体に流入するのではないか」との指摘があった。これに対し、生活困窮者自立支援法では、全国の福祉事務所設置自治体が必須事業として自立相談支援事業に取り組むこととしている。

したがって、生活困窮者自立支援法が施行され、全国にこうした支援体制が構築されることにより、大都市偏在といった状況が一定程度、緩和することが期待される。

2) ホームレス対策を生活困窮者自立支援法に組み入れた場合の支援

「ホームレス緊急一時宿泊事業」(シェルター事業)については、生活困窮者自立支援法施行に伴い、一時生活支援事業に移行される。また、巡回相談やアフターフォローを含む「ホームレス総合相談推進事業」については、自立相談支援事業に移行される(図表 11)。「ホームレス自立支援事業」によるホームレス自立支援センターのように、包括的な支援を一体的に実施する場合には、一つの団体が一時生活支援事業、自立相談支援事業、他の任意事業など複数の事業をあわせて実施するということが考えられる(図表 12)。

図表 11 ホームレス対策を生活困窮者自立支援法に組み入れた場合の支援



注：自治体によっては、東京都のように巡回相談がホームレス自立支援センターでの対応となっているところがある。

図表 12 ホームレス対策との業務範囲の対照表

生活困窮者自立支援法の事業名	ホームレス対策における業務範囲
自立相談支援事業	アウトリーチ(巡回相談等)
	アセスメント(相談支援)
	プラン(自立支援計画)の策定
	生活習慣の改善支援
	ハローワーク等を活用した就労支援 (施設退所後の)フォローアップ※
一時生活支援事業	衣食住の提供
家計相談支援事業	家計管理支援
就労準備支援事業、就労訓練事業	就労支援、中間的就労

※フォローアップについては、自立相談支援事業の手引きを参照する。

3) 生活困窮者自立支援制度の事業の経費分担について

生活困窮者自立支援法施行後、ホームレス自立支援センター及びシェルター施設方式等のように、施設において相談支援員による支援を前提とする場合には、自立相談支援事業と一時生活支援事業をあわせて実施する必要がある。その場合、事業の人件費及び物件費は、図表 13 のようになる。

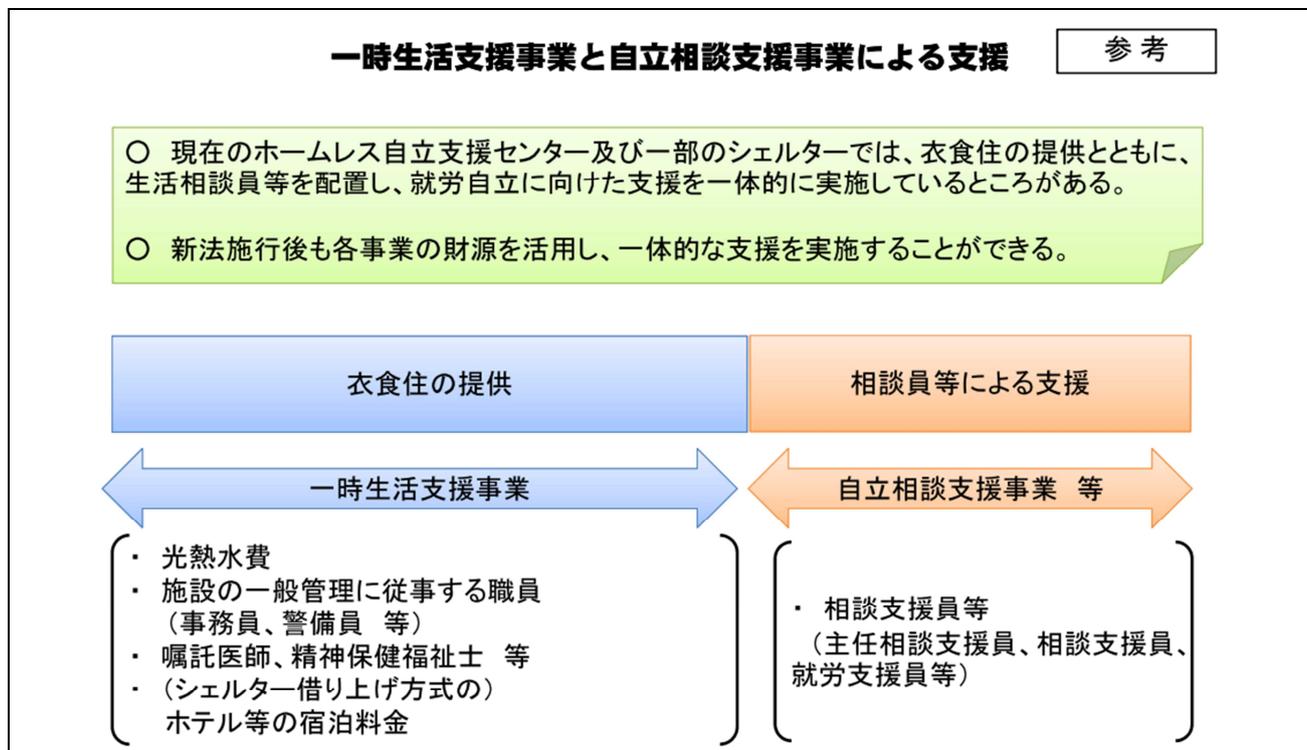
人件費については、その業務内容によって、自立相談支援事業か一時生活支援事業か異なるので留意する。

例えば、ホームレス自立支援センター及びシェルター施設方式等の相談支援員等（相談支援員、就労支援員等）の人件費は「自立相談支援事業」の事業費が充てられるため、自立相談支援事業をあわせて受託する必要がある。

一時生活支援事業の経費は衣食住を対象としており、施設の一般管理に従事する職員（例えば受付係、事務職員、警備員、施設管理者・大家）等の人件費は、「一時生活支援事業」の事業費が充てられる。

なお、施設長は、業務の実態を勘案し相談支援員としての勤務実態があれば自立相談支援事業の事業費が充てられ、宿所の施設管理事務が主であれば一時生活支援事業の事業費が充てられる。

図表 13 生活困窮者自立支援法施行後のホームレス自立支援センター（シェルター）のイメージ



3 一時生活支援事業について

3-1 一時生活支援事業の背景

一時生活支援事業は社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」の報告書の議論を基とした制度である。本特別部会において、一時的な居住等の支援については、「事業運営の質の確保を図る観点から、現在ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ実施されているシェルター事業を拡充する等の中で、法的に位置づけることが必要である」とされ、ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）等が新制度に移行することになった（図表 15 及び図表 16）。

3-2 一時生活支援事業の支援内容

一時生活支援事業の支援内容は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供するものである。

なお、一時生活支援事業は、衣食住を提供するものであり、相談支援員等による支援は自立相談支援事業により実施される。

このため、ホームレス自立支援センターのように相談支援員を配置して支援を行う場合には、一時生活支援事業だけでなく、自立相談支援事業を組み合わせる必要がある。

なお、自立相談支援事業の国庫負担基準には、ホームレス数や施設の定員に応じた加算が設けられているところである。

一時生活支援事業のねらい

- ・ 自立相談支援事業と連携することで効果的な支援を行うことにより、住居を持たない生活困窮者に衣食住を確保するとともに、場合によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立できるようになることをそのねらいとしている。

図表 14 一時生活支援事業の支援内容

省令
(法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜) 第八条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。

図表 15 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会

【設置】

平成24年4月26日、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するため、社会保障審議会に、専門の部会として、「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」を設置。

【審議経過】

- 4月26日に第1回を開催し、12回にわたる審議を実施。
- 第4回(6月6日)に、「生活支援戦略」(骨格)を提出。
- 第6回(7月17日)に、「生活支援戦略」中間まとめを提出。
- 8月には、部会委員による先進事例の視察を実施。
 8月21日 横浜：横浜市福祉事務所、K2-インターナショナルほか
 8月22日 新宿：TOKYOチャレンジネット、「ふるさとの会」ほか
 8月30日 千葉：中核地域生活支援センター「がじゅまる」ほか
- 第8回(9月28日)に、「生活支援戦略」に関する主な論点案を提出。
- 第10回(11月14日)に、これまでの議論の整理(案)を提出。
- 第11回(平成25年1月16日)に、報告書(案)を提出。
- 1月25日に、報告書を最終取りまとめ。

【委員一覧】

- ・石 操 全国町村会副会長(鳥取県日吉津村長)
- ・岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授
- 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授(部会長代理)
- ・上田 文雄 指定都市市長会副会長(札幌市長)
- ・岡崎 誠也 全国市長会相談役(高知市長)
- ・奥田 知志 NPO法人北九州ホームレス支援機構理事長
- ・柏木 克之 社会福祉法人一妻会執行理事
- ・勝部 麗子 豊中市社会福祉協議会地域福祉課長
- ・柳部 武俊 一般社団法人創発社会的企業創造協議会事務局担当
- ・小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
- ・駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
- ・高杉 敬久 日本医師会常任理事
- ・武居 敏 全国社会福祉施設経営者協議会副会長
- ・谷口 仁史 NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事
- ・野老 真理子 大里総合管理株式会社代表取締役社長
- ・長谷川 正義 全国民生委員児童委員連合会理事
- ・花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
- ・広田 和子 精神医療サバイバー
- ・藤田 孝典 NPO法人ほっとプラス代表理事
- ・藤巻 隆 渡辺パイプ株式会社執行役員人事ユニットリーダー
- ・堀田 力 公益財団法人さわやか福祉財団理事長・弁護士
- ・松井 一郎 全国知事会(大阪府知事)
- ◎宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授(部会長)
- ・宮本 みち子 放送大学教養学部教授
- ・山村 睦 日本社会福祉士会会長

図表 16 「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」と「一時生活支援事業」

「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」(平成25年1月25日)(抄)

Ⅲ 新たな生活困窮者支援制度の構築について

7. 居住の確保について

(5) 一時的な居住等の支援について

- 住居がない生活困窮者が新たな相談支援事業による相談窓口を来訪した場合に、緊急的・一時的に宿泊場所や食事の提供等の支援を行う事業を検討することが必要である。
- その際、事業運営の質の確保を図る観点から、現在ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を踏まえ実施されているシェルター事業を拡充する等の中で、法的に位置づけることが必要である。
- なお、この緊急的・一時的な居住等の支援については、新たな相談支援事業の基礎的な機能として位置づけるべきとの意見もあった。両者は事業としては別のものであるが、緊密に連携し、又は一体的に運用することも考えられる。また、緊急的・一時的な居住等の支援において、ケアの視点を取り入れるべきとの意見もあった。



生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(定義)第2条 1~4(略)

- 5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限り。)に対し、厚生労働省令で定める機関にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3-3 一時生活支援事業の対象者

1) 基本的な考え方

生活困窮者自立支援法の対象となる「生活困窮者」とは、生活困窮者自立支援法第2条第1項のとおり「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」である。生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えていることから、相談を受ける段階では、できる限り対象を広く捉え、排除のない対応を行うことが必要とされている。

そのため、対象者の要件を敢えて絞らず、制度の狭間に陥るおそれのある人を生活困窮者として幅広く捉えることが可能なようにという考え方のもと、自立相談支援事業の対象者には所得や資産などの具体的な要件は定められていない。そのため、自立相談支援事業では、相談者を幅広く受け入れることができるようになっている。

一方で、先に述べた通り、一時生活支援事業は、現在、ホームレス対策として実施しているホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）の運用を参考に制度化された経緯がある。平成26年1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」として市区町村による巡回での目視調査を行った結果、ホームレスが確認された自治体は357市区町村であり、確認されたホームレス数は7,508人である。さらに、このような路上等で生活しているホームレスのみならず、最近ではインターネットカフェ等の終夜営業店舗で寝泊まりを繰り返している困窮者や広く居住の不安を抱えている層も屋根のある場所と路上との行き来を繰り返している層の存在も指摘されているところである。このような対象層に包括的な支援を行うことが求められる。

2) 対象者の要件

一時生活支援事業の対象要件は、省令に定められているとおりである（図表17及び図表18）。

対象者は、①生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。②申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。③前号に掲げる者のほか、生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であることとされている。

なお、一時生活支援事業はその性質上、緊急性が求められるケースも多く想定されるため、一人ひとりの利用者の状況を勘案し即時的に利用しても差し支えない。一時生活支援事業は「自治体の長が緊急性を勘案し必要と認める者」も利用でき、自治体に一定の裁量を認めている。

緊急的に支援を行う必要性が高い場合、支援調整会議の協議前であっても、医療、住まい、食事などの当面の生活を維持するための支援は、本人への適切なアセスメントを踏まえ、その状況に応じて適宜行うことができる。この場合、緊急的に一時生活支援事業の支

援を開始した場合には、即時的な利用の後に、速やかに対象要件の確認を行うとともに、プランの記載や支援調整会議への報告が必要となる。

対象要件の確認としては、本人から状況を聞き取り、その状況を踏まえて客観的な資料に基づき確認する。

図表 17 一時生活支援事業の対象者の要件

省令	
(法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)	
<p>第六条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。</p> <p>ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。</p> <p>二 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。</p>	

図表 18 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業の資産・収入要件

住居確保給付金等の資産・収入要件（省令事項）		
<p>○ 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業については、対象者に係る資産・収入要件を、省令において定めている。</p> <p>○ 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する給付等であることを勘案し、収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産の保有を認めている。</p>		
住居確保給付金	一時生活支援事業	就労準備支援事業
<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(収入要件) 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)+家賃額(住宅扶助基準に基づく額が上限)以下であること。</p> <p>(資産要件) 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。(ただし、100万円を超えない額とする)</p> <p><考え方> ○ 基本的には、現行の住宅支援給付の考え方を踏襲しつつ、法制化に伴いきめ細やかな要件に見直し。 ○ 地域の違いや世帯人数の多寡などをより厳密に反映させる。</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること。 (2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること(ただし、100万円を超えない額とする)。</p> <p>2 自治体の長が緊急性等を勘案し必要と認める者</p> <p><考え方> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金と同様。 ○ ただし、生存に必要な衣食住の提供を支援内容としており、緊急性が求められるケースも多く想定されるため、自治体に一定の裁量を認める。</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額となる収入額の1/12)+住宅扶助基準に基づく額以下であること。 (2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は設定しない。</p> <p>2 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者</p> <p><考え方> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金、一時生活支援事業と同様。 ○ ただし、就労支援という事業の性格から、支援の必要がある者が幅広く事業を利用できるようにする。また、社会資源の状況は地域により様々であり、地域に利用可能な他の社会資源(例えば、地域若者サポートステーション等)が存在しない場合などに、自治体に一定の裁量を認める。</p>

3) 具体的な対象者像

一時生活支援事業の対象者としては、これまでホームレス対策として運用されてきたシェルターやホームレス自立支援センターの利用者が含まれると考えられる。また、現場からの視点として、これまでシェルター借り上げ方式やホームレス自立支援センターの施設

に宿泊利用を求めてきた生活困窮者として、以下のような具体例があげられる。現場での対応を想定する際の参考の一助になるよう記載する。

なお、本節にて取り上げたような事情がある人すべてが一時生活支援事業の対象となるのではない。以下は一時生活支援事業の来訪者の想定であり、一時生活支援事業の対象者としての適切性の判断は、自立相談支援事業の相談支援員によるアセスメント結果と支援調整会議の協議による。

一時生活支援事業に来訪する可能性がある者の想定範囲：

- ・ 居所がない人及び居所を失うおそれのある人
⇒家族関係・社会関係のねじれや、経済的問題等により、家に居られなくなった人として、以下のようなケースが考えられる。

例) ホームレス

家賃滞納により賃貸住宅から出された人
仕事が続かず、知人宅やインターネットカフェ等に移り住み、資金が尽きた人
就労のために遠方から移動してきたが、就職できなかった又は継続できなかった人
失業者又は無業であり居所がない人

4) 一時生活支援事業の対象者の判断

一時生活支援事業の対象者として適切か否かは、自立相談支援事業の相談支援員によるアセスメントや、関係機関との支援調整会議を通じて判断され、自立相談支援事業の実施機関から一時生活支援事業の実施機関に連絡がある。

自立相談支援事業の相談支援員が一時生活支援事業の対象者として適切であるかを判断する際にヒントとなるチェックリストを、図表 19 に示す。

図表 19 のとおり、①省令で定められた対象要件の確認（ただし緊急時はこの限りではない）、②本人の居住地の確認（居住地がない場合は現在地において対応）、③相談支援員によるアセスメント状況による判断、④緊急的状況の判断、⑤経済的困窮の判断、⑥生活保護の要否の判断、といったものが考えられる。

図表 19 相談支援員による一時生活支援事業の対象者についてのチェックリスト

- ① 一時生活支援事業の対象要件は省令で定められている（図表 17 参照）。一時生活支援事業では、一定の資産・収入の要件を課すこととしているため、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入についての要件に疑義が生じた場合には、自立相談支援機関にその旨を連絡する。ただし、緊急時はこの限りではない。
- ② 本人の居住地について、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応するが、居住地がない場合等は現在地において対応する。
- ③ 一時生活支援事業の対象者として適切か否かの判断は、自立相談支援事業のアセスメントを通じて決められる。
- ④ 緊急的な支援として一時生活支援事業が想定されており、状況によっては、支援調整会議の協議前の支援提供が可能である。
- ⑤ 経済的困窮の判断は、世帯単位である。
- ⑥ 生活保護が必要な人には、適切に生活保護制度につなぐ。

3-4 一時生活支援事業の利用期間

一時生活支援事業の衣食住の提供に関する支援の実施期間については、原則3ヵ月間としている。ただし、都道府県等が必要と認める場合、一人ひとりのアセスメントの状況により6ヵ月間まで延長可能とする。¹

図表 20 一時生活支援事業の利用期間

省令
(法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める期間) 第七条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

3-5 生活保護制度との関係

生活困窮者自立支援法で、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくおそれのある者」と定義している一方で、ホームレス特措法には、ホームレスは「健康で文化的な生活を送ることができないでいる」との認識が示されている。実際、ホームレスの生活実態を見ると、最低限度の生活を維持できず、生活保護基準以下の生活を営んでいる層も少なからず含まれていると考えられる。

生活困窮者自立支援法の趣旨は、生活保護受給者以外について広く包括的な支援を提供することであり、生活困窮者自立支援制度の検討段階からホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)等を一時生活支援事業に移行するとされていたことから、ホームレスは一時生活支援事業の対象である。ホームレス状態に置かれている者には、生活保護受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労による自立に至る間は、衣食住をはじめとした支援が必要である。

これまで運用されてきたシェルターの中には、生活保護の要否判定期間中に一時的な待機場所として利用されてきた施設がある。また、シェルターやホームレス自立支援センターの利用者の中には、公的医療保険に加入していないケースも見られる。その状況において医療機関を受診するために医療扶助単給を受給しているケースがある。

このような状況を踏まえると、一定程度地域の実情を踏まえた柔軟な対応が必要になるものと考えられる。

¹ 平成25年度調査における施設ヒアリングでは、「利用者が生活面を立て直し、仕事を見つけて貯蓄を始め、一人暮らしをするための準備をして自立するには、6ヵ月でも短い」という意見があった。一方、同調査の有識者ヒアリングでは「成人を対象とする場合、できるだけ早い社会復帰を目指すことは重要である」という早期の社会復帰を重視する指摘があった。これら両方の意見を踏まえ、自立のために要する期間は一人ひとりの状況により多様である現状があることを考慮し、「個々人のアセスメントの状況により6ヵ月まで延長が可能」とすることが妥当と考えられる。(出所：エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社「生活困窮者支援体系におけるホームレス緊急一時宿泊事業等に関する調査研究報告書(平成26年)」56頁)

なお、地域によっては、施設利用者に医療が必要となった場合の対応として、自治体が出損している医療センター等の無料低額診療（第二種社会福祉事業）を活用するという事例がある。

また、本人の状況を踏まえ、生活保護が必要であると判断される場合には、適切に生活保護につながる必要があるとあり、生活困窮者自立支援法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要である（図表 21）。

図表 21 生活困窮者自立支援法と生活保護に基づく事業

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業の関係	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法は、現に保護を受けている者(法第6条第1項)、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者(法第6条第2項)が対象。 ○ 生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(法第2条第1項)が対象(要保護者以外の生活困窮者)。 ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。 ○ 新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、連続的な支援を行うことが重要。また、自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。 	
新法に基づく事業	生活保護法に基づく事業
生活困窮者自立相談支援事業	第55条の6に基づく被保護者就労支援事業
生活困窮者就労準備支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討
生活困窮者家計相談支援事業	第27条の2に基づき予算事業での実施を検討 ※ 今回の見直しで自ら収入及び支出を適切に把握することを受給者の責務として位置づけている
生活困窮者の子どもの学習支援事業 その他の自立促進事業	生活保護受給者の子どもへの学習支援については、新法の対象
生活困窮者住居確保給付金	(住宅扶助)
生活困窮者一時生活支援事業 ※一定の住居を持たない者への宿泊場所供与等	(生活扶助、住宅扶助)

3-6 一時生活支援事業の実施主体

一時生活支援事業の実施主体は、福祉事務所設置自治体である。事業の運営は、実施主体である自治体が直接運営（直営）するか、又は委託による事業実施となる。ただし、都道府県が都道府県内全域を対象として事業を実施する場合には、市区町村と都道府県とが協定を締結する等により共同で事業を実施することが可能である。

市区町村と都道府県との協力による広域実施の例については、本手引きの「参考事例 4」（57 頁）にて具体例を紹介する。

第 II 章 一時生活支援事業の立ち上げと体制整備

実施主体となる福祉事務所設置自治体では、適切かつ円滑に事業を進めるため、自治体内及び自治体外の関係機関と連携し、推進体制を整備する必要がある。本章では、事業を推進するために必要な体制の整備及び運営方法について整理する。

1 推進体制の整備と広域的な実施

1-1 推進体制と庁内体制の整備

1) はじめに

生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給が必須事業であり、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業は任意事業として定められている。

生活困窮者自立支援制度では、包括的な相談支援としての自立相談支援事業があることから、一時生活支援事業は自立相談支援事業と連携して実施する必要がある。

実施主体となる福祉事務所設置自治体では、制度の適切かつ円滑な運営を進めるため、自治体内外の関係機関と連携し、推進体制を構築することが必要である。生活困窮者自立支援制度における自治体事務の詳細については、厚生労働省が別に定める自治体事務マニュアルを参照されたい。

2) 庁内担当部局

生活困窮者自立支援制度を所管する部局の選定にあたっては、法の趣旨に即して「生活困窮者の自立と尊厳の確保」や「生活困窮者の自立支援を通じた地域づくり」に向けて取り組むことができ、かつ包括的に庁内外の関係機関との連携による支援体制を構築できるという観点から検討することが重要である。

上述のように、庁内外の関係機関との連携による支援体制を構築し、関係部局及び関係機関と円滑に連携できるような体制を整えることが必要である。

庁内での情報共有や課題共有は重要であり、関係部局と緊密に連携することが必要である。庁内の部局を越えて必要な部署との調整を行い、部局横断的な連携体制を構築することが重要である。連携体制の構築にあたっては、庁内に設置されている既存の連絡会議等を活用することが効果的である。

なお、一時生活支援事業に係る庁内関係部局との連携体制および自治体における職員の配置は、自立相談支援事業と同様の庁内体制で対応できると考えられる。

3) 関係機関との連携体制の整備

一時生活支援事業の実施にあたり、地域の実情を踏まえて、自立相談支援事業を中心とした関係機関と密に連携を取ることが重要である。

(例) 一時生活支援事業と連携する可能性のある団体等

NPO、旅館ホテル生活衛生同業組合、地域のフードバンク、食堂、弁当宅配業者 等

1-2 一時生活支援事業の広域的な実施について

政令市及び中核市を除く市町村部では、比較的ホームレス数が少ないが、住まいの支援は生活困窮者自立支援制度において不可欠の要素であることから、一時生活支援事業は継続的に検討されるべきである。その際、個別に一時生活支援事業に取り組むよりも、各都道府県が中心となって調整し、広域的に実施する体制を構築して実施する方が、効果的で効率的な実施が可能である。

※「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 25 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）においても、「広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する」とされており、都道府県の広域実施の役割が期待されている。

また、政令市及び中核市を除くエリアで、自立相談支援事業と一時生活支援事業がセットとなった生活困窮者支援の体制を構築することにより、大都市自治体への生活困窮者の流入が一定程度、緩和することも考えられる。

以上のことから、本手引きの参考事例 4（第 IV 章）も参考にしながら広域的な実施の検討が望まれるものである。

2 運営

2-1 一時生活支援事業の運営の基本的な考え方

1) 直営と委託の特徴と留意点

一時生活支援事業は実施主体である自治体が運営する直営と、事業を民間団体等に委託することのいずれも選択が可能である。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する方針に応じて、運営方法を検討する必要がある。

いずれの運営方法においても、それぞれの特徴と留意すべき点があるので、それらを十分に踏まえた上で、地域の実情にあった運営方法を選択する必要がある。

特に自立相談支援事業と一時生活支援事業を同一機関で実施する場合は、相談の受付・アセスメントの段階から連携し、一体的な支援を期待できる。

2) 委託事業者の選定について

委託先には、制度の理念を十分理解し、一時生活支援事業を確実に実施できる資質が求められる。

事業の委託先の選定にあたっては、より効果的な支援を実施する観点から、これまでホームレス等の生活困窮者を支援してきた民間団体の活動実績や成果を踏まえることが考えられる。例えば、ホームレス自立支援センターでは、様々な課題を抱えたホームレスを施設に受け入れ、自立に向けた多様な支援業務を一体的に実施することで相乗的な効果を上げてきた。また、ホームレス自立支援センターの中には、巡回相談といったアウトリーチを含めた入口から、施設利用終了後のアフターフォローまで実施している施設もあり、生活困窮者を支援するためのノウハウと支援実績が蓄積されている。

なお、一時生活支援事業の委託事業者は、自立相談支援機関と、事業の目的、課題認識、支援方針を十分に共有した上で、密な連携が図れる体制を構築することが重要である。

3) 委託料の定額払いと実績払い

委託料の算定について、主に次の2つの方法が考えられる。

(1) 定額払い

ホームレス自立支援センター等の施設を活用することや、シェルター借り上げ方式でアパート等を長期間借り上げる場合には定額払いが考えられる。その場合、借り上げ方法（ホテル・旅館、アパート等）及び借り上げ数については、地域の生活困窮者の状況を踏まえて適切に見込む必要がある。

(2) 実績払い

委託事業者が、支援を必要とする利用者が現れた際にホテル・旅館等の一室を一時的に借り上げる場合、利用日数・利用人数など実績に応じて支払う方法がある。例えば、シェルター借り上げ方式で、一時的にホテル・旅館等を利用する場合は考えられる。

4) 宿泊施設の手配

一時生活支援事業の宿泊先としてホテル・旅館等の一室を借り上げる場合、協力してくれる宿泊先を見つける必要がある。例えば、地域の旅館ホテル生活衛生同業組合等に相談し、協力してくれる宿泊施設を確保する方法等が考えられる。

5) 一時生活支援事業の立ち上げ

一時生活支援事業の立ち上げについては、運営パターンによる違いが大きいため、第七章の各参考事例の「一時生活支援事業の立ち上げ」を参照いただきたい。

2-2 一時生活支援事業の運営方法の検討

一時生活支援事業の運営方法は、以下の3つの組み合わせによって、複数のパターンが考えられる。自治体は、本章で例示している以外の運営パターンで事業を実施することも考えられ、各地域の特徴や社会資源の状況を踏まえた運営方法を検討する必要がある。

なお、いずれの場合においても、活用する施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、建築基準法に定める基準等を満たしたものであることが求められる。

① 直営と委託：

- ・ 自治体による事業の直営の場合と委託の場合（図表 24）

② 借り上げと、ホームレス自立支援センター等の施設を活用する場合：

- ・ シェルター借り上げ方式による旅館・ホテル・アパート等の一部借り上げの場合と、ホームレス自立支援センター等の施設を活用する場合（図表 25）

③ 事業一体型と分離型：

- ・ 事業者が事業を一体的に運営する場合とそうでない場合（図表 26）

上記の組み合わせの中でも代表的なものは、シェルター借り上げ方式（図表 22）とホームレス自立支援センター（図表 23）である。

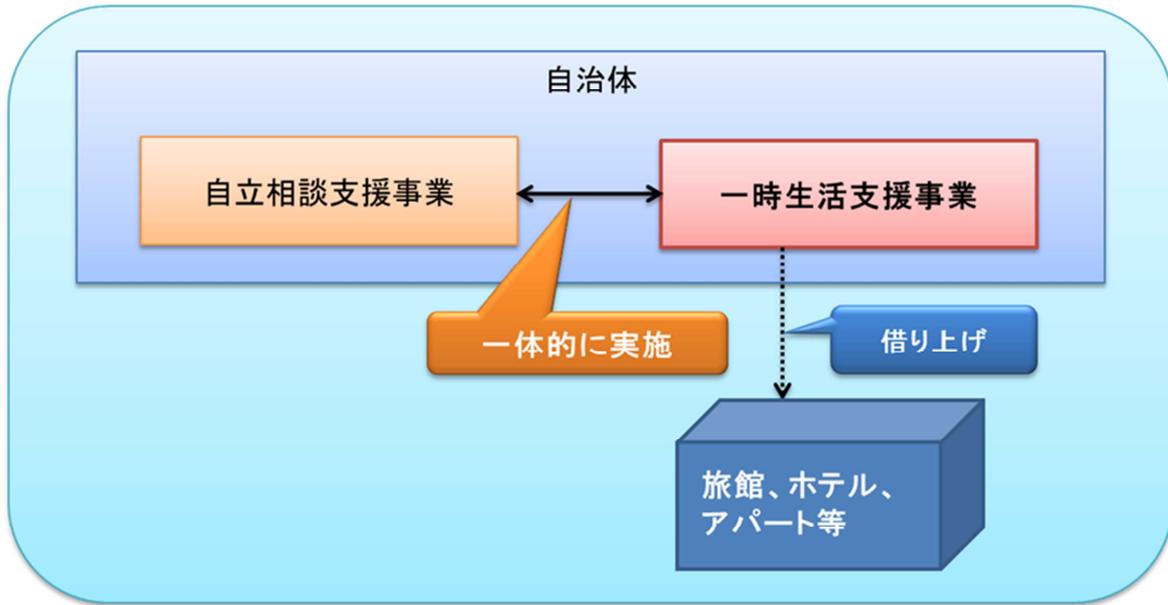
① シェルター借り上げ方式を想定（図表 22）

- ・ 全国で多くの自治体が採用しているのがシェルター借り上げ方式である。小規模な自治体による実施から都道府県による広域的な実施まで可能であり、新規に一時生活支援事業を立ち上げる自治体にとって導入しやすいことが特徴である。
- ・ 一般のホテル・旅館、アパート等の一室を借り上げる場合、周囲の宿泊客に迷惑をかけずに一人で泊まれる人であることが利用条件になることに留意する。

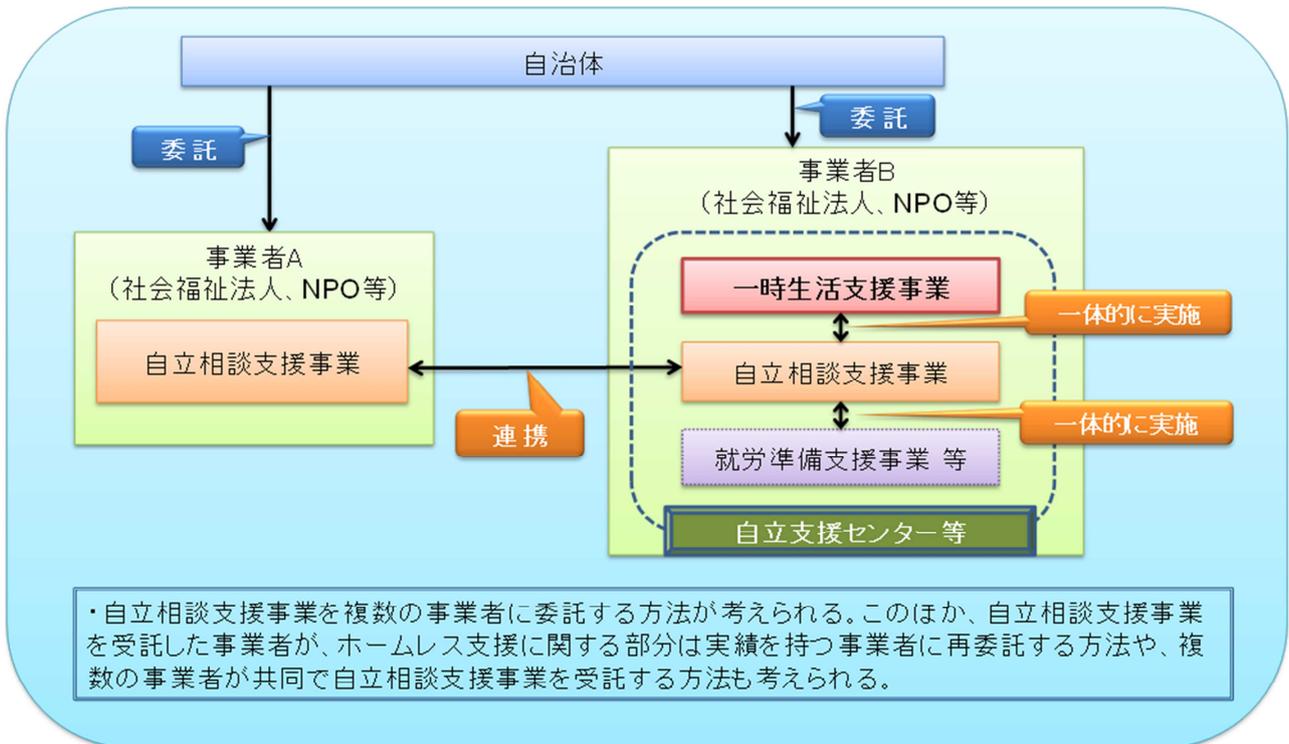
② ホームレス自立支援センターを想定（図表 23）

- ・ 大都市や政令指定都市の自治体の一部に、ホームレス自立支援センターが設置されている。ホームレスの自立支援を行う施設である。
- ・ 複雑な課題を抱える生活困窮者に対して、様々な手厚い支援を包括的に実施できるということが特徴である。

図表 22 シェルター借り上げ方式の一例のイメージ



図表 23 ホームレス自立支援センターの一例のイメージ



2-3 設置・運営方法

1) 実施主体と運営主体

生活困窮者自立支援法において、一時生活支援事業は福祉事務所設置自治体にて実施することになっている。

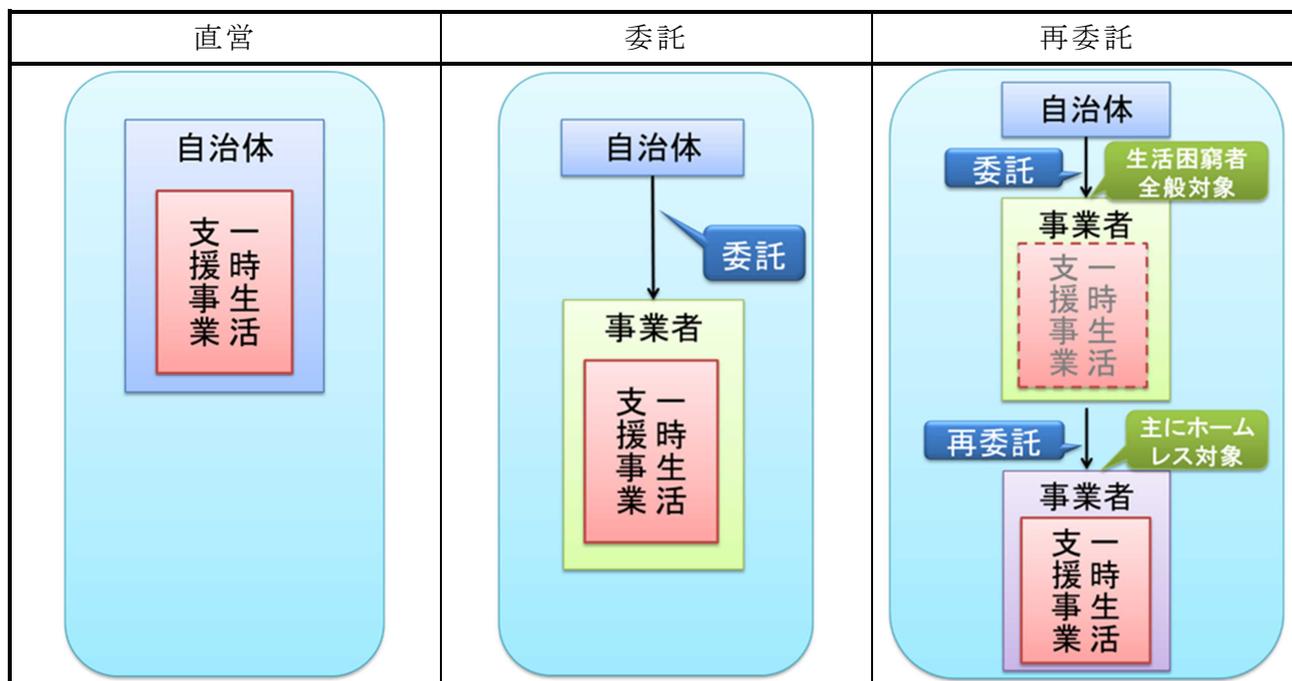
一時生活支援事業の運営は、実施主体が直接運営する「直営」以外にも、事業の全部又は一部を民間団体等に委託することができる。したがって、「運営主体」は、直営の場合は自治体であり、委託の場合は委託事業者ということになる。

一時生活支援事業は、(1)直営と委託、(2)宿泊施設の借り上げとホームレス自立支援センター等の施設の活用の場合、(3)事業一体型と分離型、の組み合わせによって、複数の運営パターンがある。本手引きでは円滑な運営パターンとよく見られる代表的な運営パターンを示す。なお、地域の実情に合わせ、本手引きで示した運営パターン以外を採用することも可能である。

(1) 直営と委託

事業の運営方法としては、自治体による直営、委託、再委託が考えられる。複数の事業を受託した事業者が、ホームレス支援に関する部分を別の事業者にも再委託する方法や、複数の事業者が共同で自立相談支援事業を受託する方法も考えられる。社会資源等、地域の実情を踏まえて直営・委託を選ぶことができる（図表 24）。

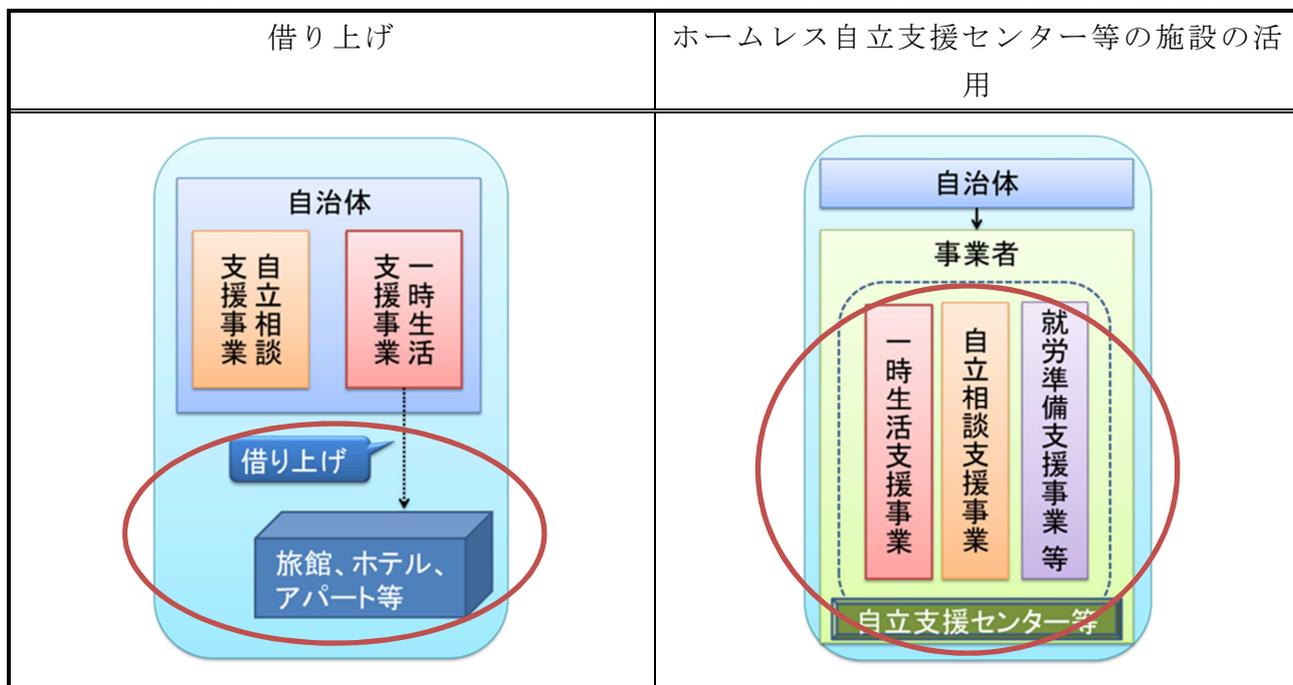
図表 24 直営と委託（例）



(2) 借り上げとホームレス自立支援センター等の施設を活用する場合

一時生活支援事業の宿泊施設としては、ホテルや旅館・アパート等を一室単位で借り上げすることや、ホームレス自立支援センターなどの施設を活用することが考えられる（図表 25）。

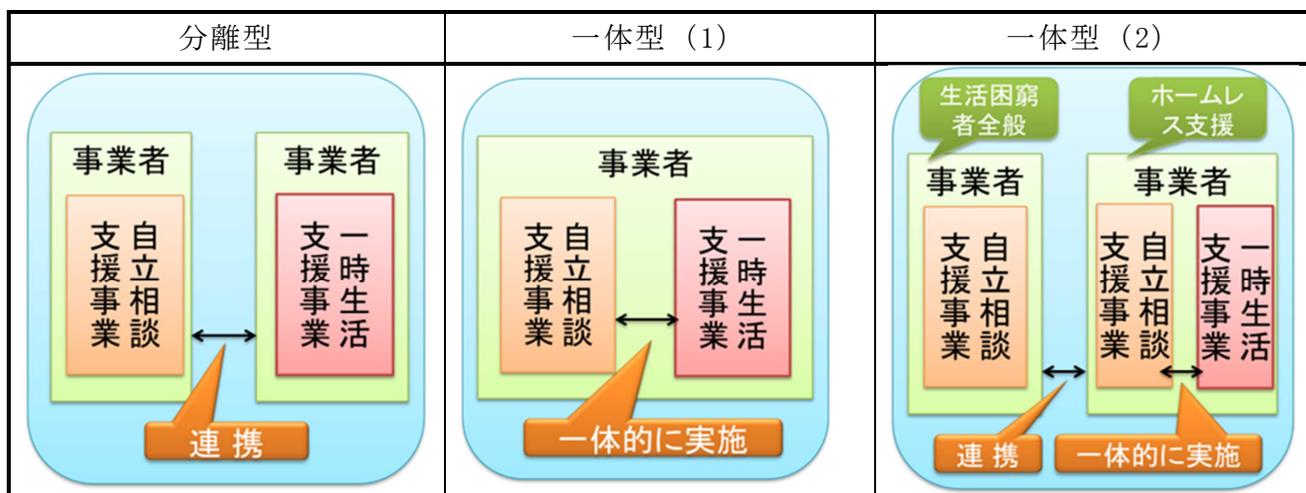
図表 25 借り上げとホームレス自立支援センター等の施設を活用する場合（例）



(3) 事業一体型と分離型

一時生活支援事業と自立相談支援事業を、一体的に運営する方法とそうでない場合がある。また、図表 26 の一体型 (2) のように、利用者に応じて地域で組織ごとに役割分担をするということも考えられる。

図表 26 事業一体型と分離型（例）



2) シェルターとホームレス自立支援センターの運用状況を踏まえた事業実施

一時生活支援事業が、ホームレス対策事業として実施されてきた「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」等の移行を前提とされ、シェルターの運用が参考にされたことは第Ⅰ章で説明したとおりである。

そのため、ホームレス対策で実施されてきたシェルターとホームレス自立支援センターを想定した運営の典型例として、図表 22 と図表 23 を示した。

これまでの説明のとおり、(1)直営と委託、(2)借り上げとホームレス自立支援センター等の施設を活用する場合、(3)事業一体型と分離型、の組み合わせによって複数の運営パターンが生じる。具体的にどのような運営方法がありうるのか、その詳細を以下に示す。

なお、一時生活支援事業の利用者のアセスメント等の支援は、自立相談支援事業の相談支援員が行うことになっているため、一時生活支援事業と自立相談支援事業（及びその他の任意事業）は一体的に実施する方が、より円滑に事業を実施できると考えられる。そのためには、委託事業者が複数の事業をあわせて受託する必要がある。

ただし、広域実施として都道府県が一時生活支援事業を実施する場合、自立相談支援事業は福祉事務所設置自治体を実施するので、分離型になる。この場合は、福祉事務所設置自治体の自立相談支援事業の相談支援員が遠方にいる等の理由で、利用者の支援に支障が出ないよう工夫が必要である。

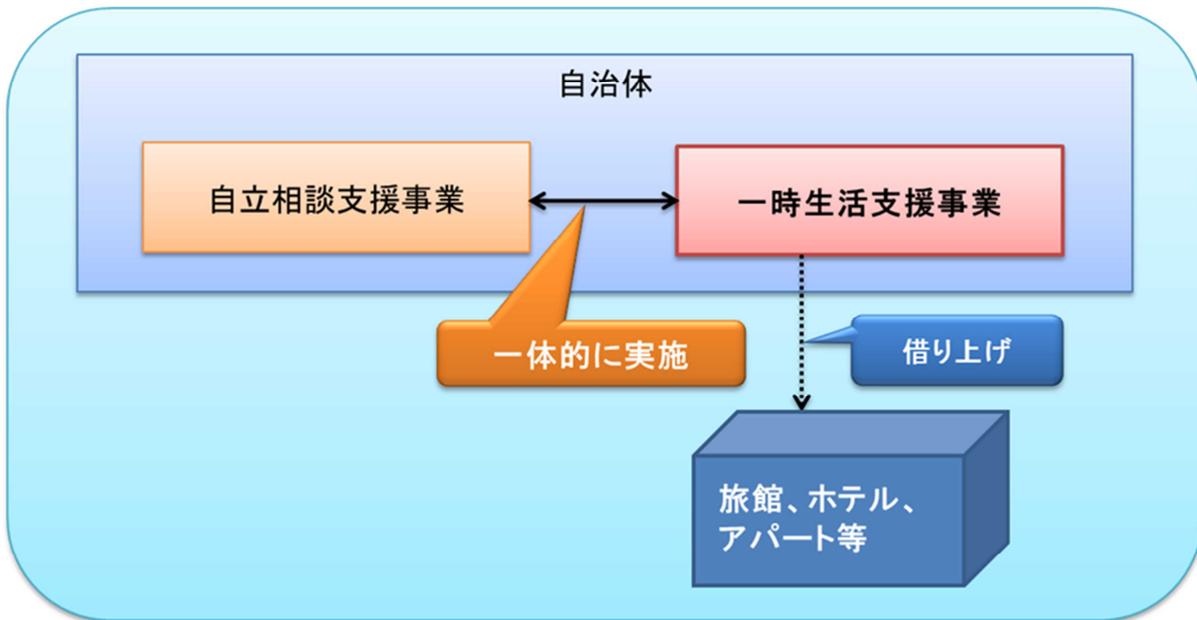
(1) シェルター借り上げ方式の運用を踏まえた事業実施のパターン

シェルター借り上げ方式に見られるパターン（図表 27、図表 28、図表 29、図表 30）を示す。旅館・ホテルやアパート等の一室を借り上げるといったものが考えられる。

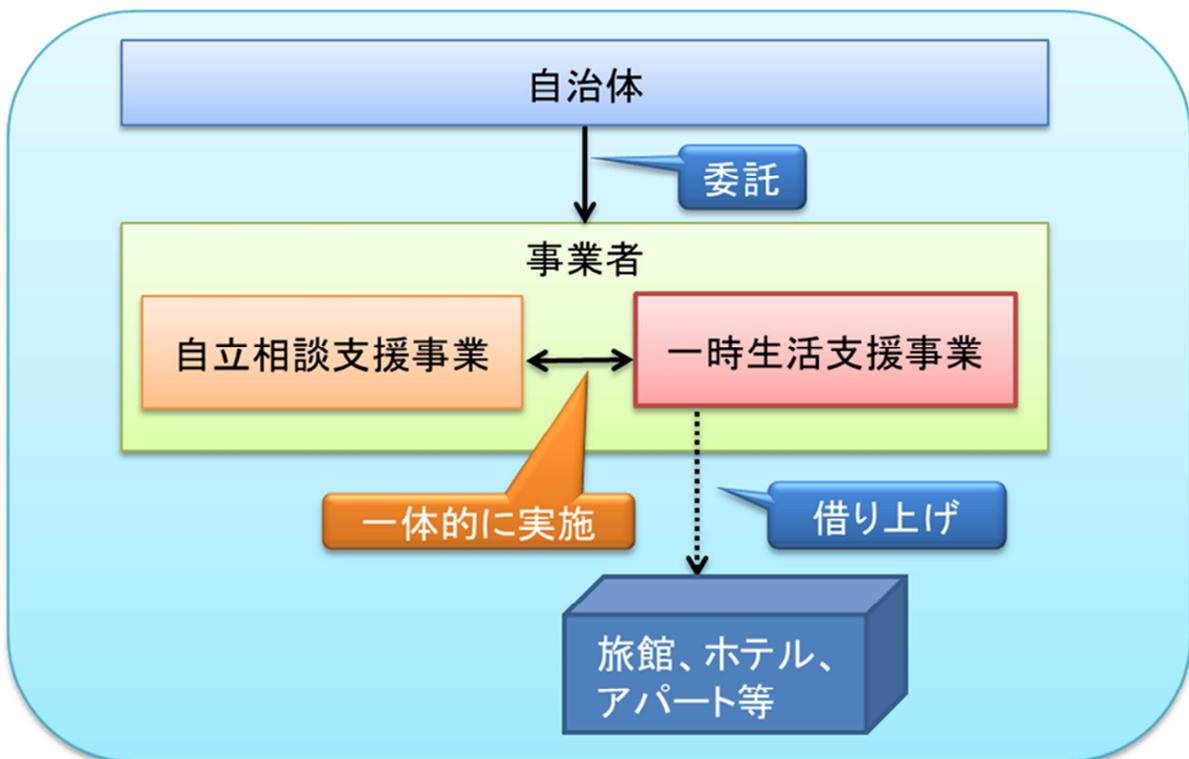
シェルター借り上げ方式：

- ① シェルター借り上げ方式の直営、一体型(1)（図表 27）
 - ・ 自治体が一時生活支援事業と自立相談支援事業を直営により一体的に実施する例である。
- ② シェルター借り上げ方式の委託、一体型(1)（図表 28）
 - ・ 委託事業者にて一時生活支援事業と自立相談支援事業が一体的に運営されている例である。事業者が、事業に協力してくれる旅館・ホテル・アパート等を探し、契約や協力依頼等を行う。民間事業者の活用によって、多様なニーズに柔軟に対応できるというメリットがある。
- ③ シェルター借り上げ方式の委託、一体型(2)（図表 29）
 - ・ 委託事業者にて一時生活支援事業と自立相談支援事業が一体的に運営されており、さらに地域内で役割分担をしている例である。例えば一方の事業者の相談窓口では生活困窮者全般を受け入れ、その中でも居所を失うおそれのある人や失った人を、もう一方の事業者に任せるといったことも考えられる。
- ④ シェルター借り上げ方式の直営、分離型、都道府県の広域実施（図表 30）
 - ・ 都道府県による広域実施の一例を示している。本手引きの参考事例 4（57 頁）の大阪府モデルを図示したものである。一つの福祉事務所設置自治体で実施するには予算・人員等の条件から難しいという場合には、より広域の対応として、都道府県が一時生活支援事業を実施するという事も考えられる。そのような広域実施の場合にも、シェルター借り上げ方式は有効な運営方法である。

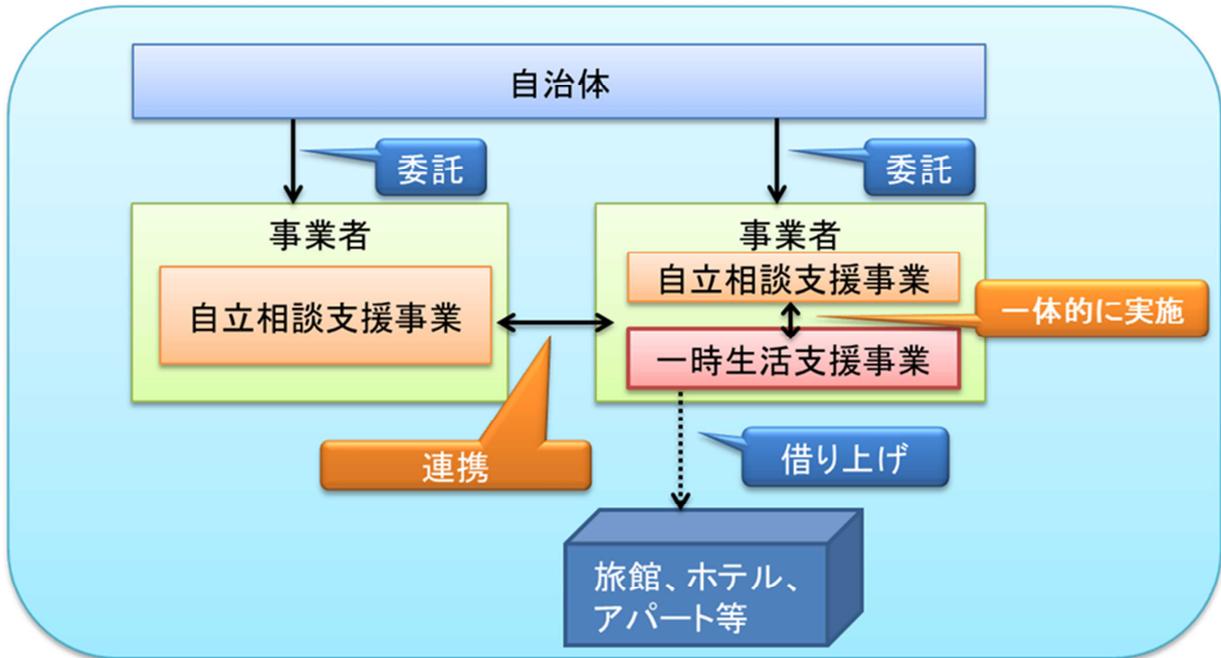
図表 27 シェルター借り上げ方式の直営、一体型の一例（再掲）



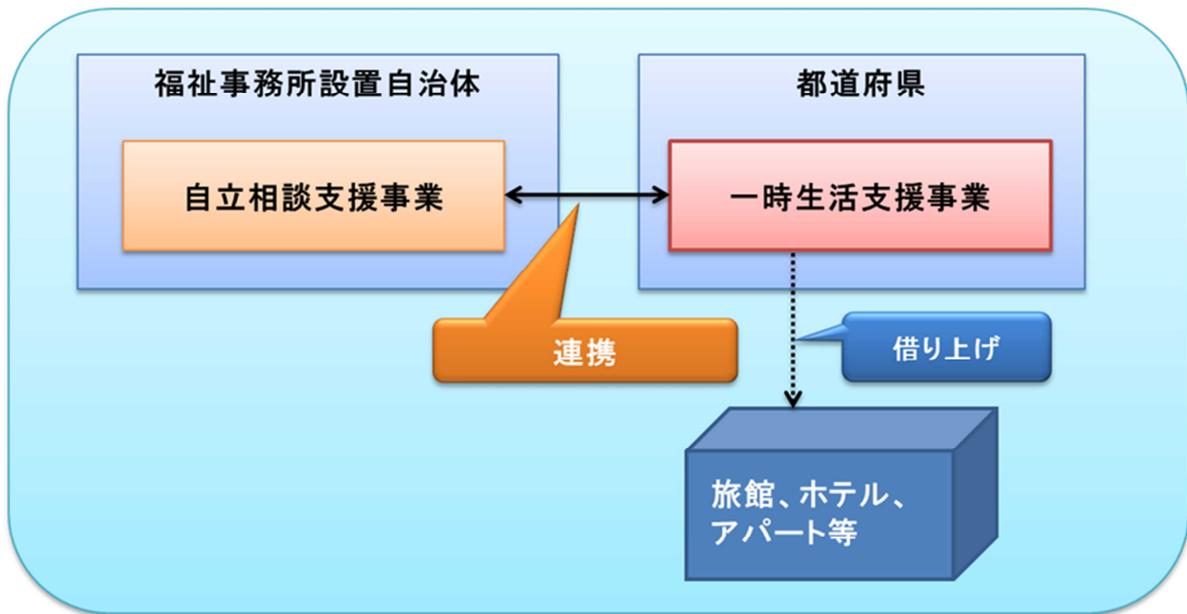
図表 28 シェルター借り上げ方式の委託、一体型の一例



図表 29 シェルター借り上げ方式の委託、一体型(2)の一例



図表 30 シェルター借り上げ方式の直営、分離型、都道府県の広域実施の一例



(2) ホームレス自立支援センターの運用を踏まえた施設型の事業実施のパターン

ホームレス自立支援センターの運用を踏まえたパターン（図表 31、図表 32）を示す。自治体が一つの事業者に、一時生活支援事業と自立相談支援事業（及びその他の任意事業）など複数事業を委託するものである。

例えば図表 31 では、事業者 A が生活困窮者全般の対応を引き受け、事業者 B が居所を失うおそれのある利用者を中心に引き受けるといった地域内の事業者ごとの役割分担も考えられる。図表 32 のように一つの地域に一つの事業者が複数事業を一手に引き受けることも考えられる。

また、このホームレス自立支援センターを想定したパターンの応用として、自立相談支援事業の委託を受けた事業者がホームレス支援に関する部分を別の事業者に再委託する方法、複数の事業者が共同で自立相談支援事業の委託を受けて役割分担するという方法も考えられる。

この場合、委託先の選定にあたっては、これまでのホームレス支援の実績・ノウハウの有無や支援の継続性の観点を踏まえることが重要であるとともに、ホームレス自立支援センターが就労準備支援事業に相当する支援等を含め、利用者のニーズに合わせて多様な支援を包括的に実施することにより、相乗的な効果を上げていることを踏まえる必要がある。

ホームレス自立支援センターの運用を踏まえたパターン：

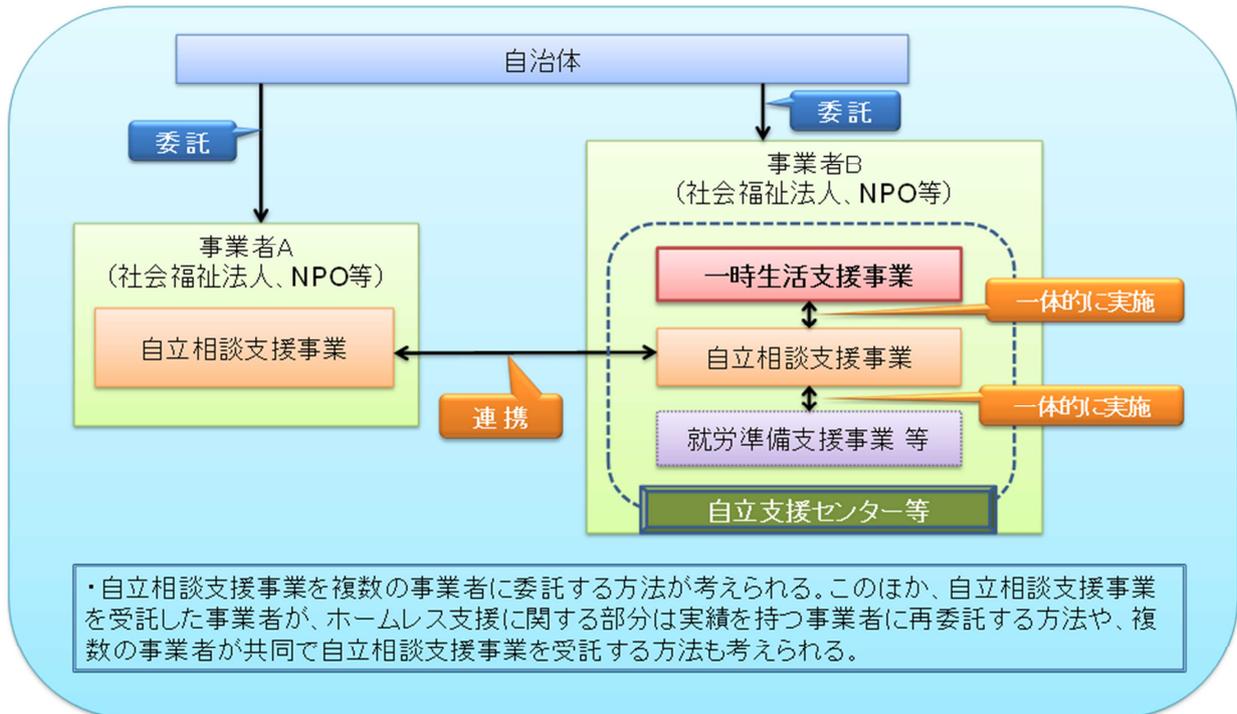
① 施設型の委託、一体型(2)（図表 31）

- ・ 当該地域において、事業者 A が生活困窮者全般の窓口となり、事業者 B が一時生活支援事業を必要とする利用者の窓口を担う。事業者 B が、一時生活支援事業と自立相談支援事業（及びその他事業）を委託により施設型にて一体的に実施する。

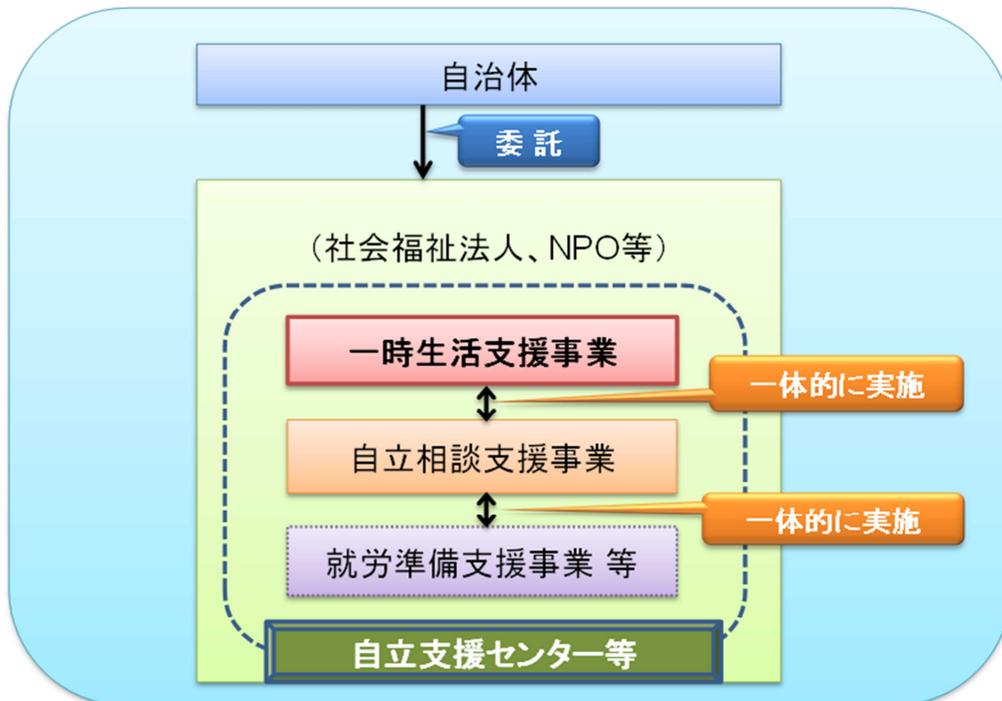
② 施設型の委託、一体型(1)（図表 32）

- ・ 事業者が、一時生活支援事業と自立相談支援事業（及びその他事業）を委託により施設型にて一体的に実施する。

図表 31 ホームレス自立支援センターの一例（再掲）



図表 32 ホームレス自立支援センターの一例



第 III 章 一時生活支援事業の業務と連携

一時生活相談支援事業を実施するには、自立相談支援事業との連携が重要である。本章では、一時生活支援事業の業務について、具体的な実施方法と内容を説明する。

1 一時生活支援事業の業務

1-1 一時生活支援事業の業務

一時生活支援事業の支援内容は、衣食住の提供である。一時生活支援事業とは、「福祉事務所設置自治体が、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施」するものである。省令によって定められた一時生活支援事業の対象要件は、図表 17 を参照いただきたい。

なお、一時生活支援事業は、衣食住を提供するものであり、相談支援員等による支援は事業費として含まれていない。そのため、委託の場合には自立相談支援事業をあわせて実施して一体的な運営を行い、相談支援員等の適切な支援を得られるようにすることが考えられる。

1-2 業務の流れ

一時生活支援事業の基本的な支援内容の概略は図表 33 と図表 34 に示すとおりである。

一時生活支援事業の準備段階としては、第 II 章 で説明したとおり、実施主体である自治体による体制整備や運営方法の決定等があげられる。

一時生活支援事業の運営段階としては、自立相談支援機関から利用者の宿泊利用に関する連絡を、一時生活支援事業を行う機関（以下、「一時生活支援機関」という。）が受けた後、(1) 一時生活支援事業の利用者の受付、(2) 衣食住の支援提供、(3) 利用終了等がある。必要に応じて、利用者の利用期間変更手続き等が必要になる。

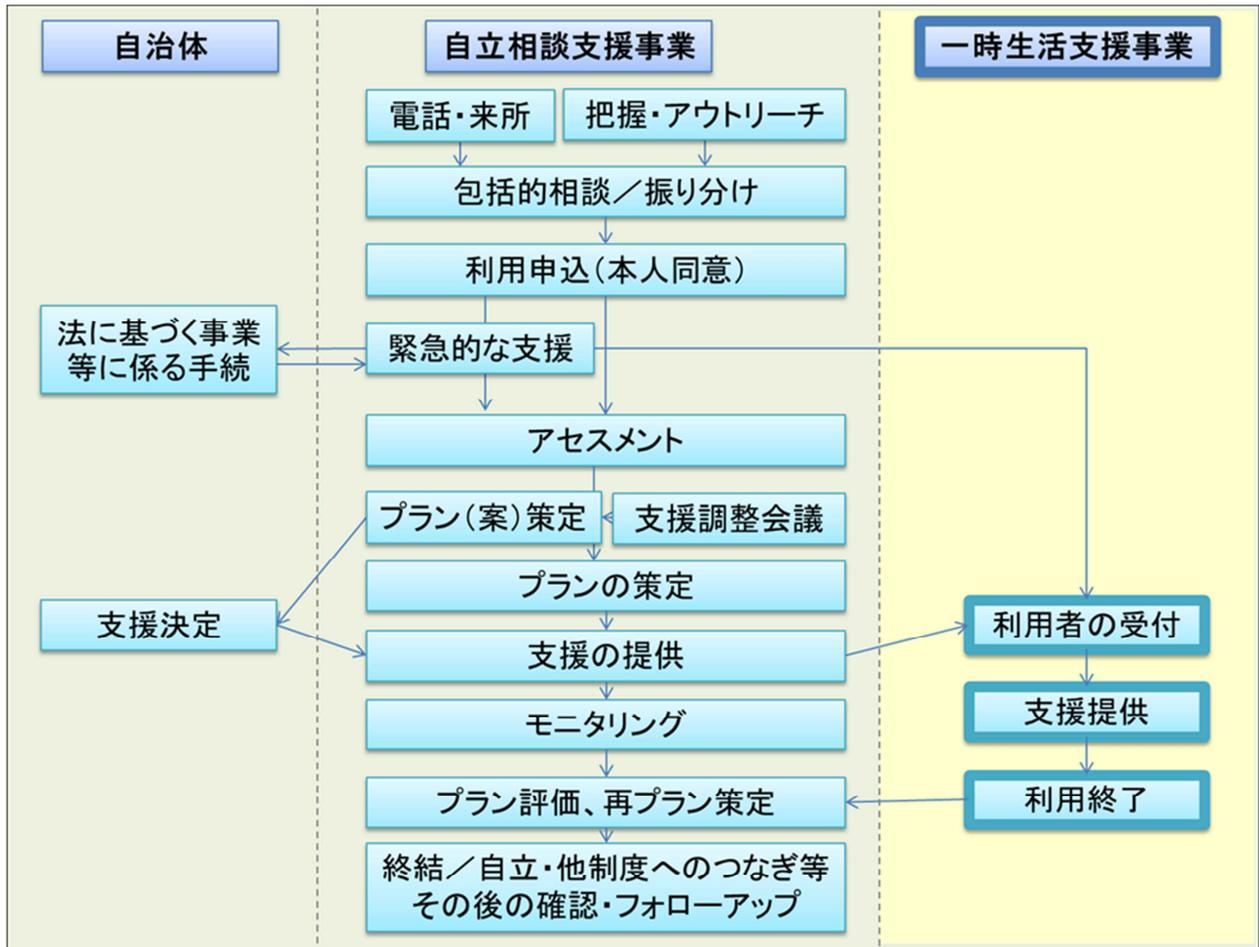
その後、年度ごとに当初の計画どおりに事業が遂行されたか実績を確認し、成果はどのようなものがあったかを評価する。（第 V 章 参照）。

図表 33 一時生活支援事業の基本的な流れ

段階	内容	事務手続き等
準備	実施主体による体制整備等	
運営	(1) 一時生活支援事業の利用者の受付	○受付の手続き
	(2) 衣食住の支援提供	○宿泊の手続き ○食事提供の手続き ○日用品提供の手続き
	(3) 利用終了	○期間変更の手続き ○利用終了の手続き
評価	事業評価	

注：各事務手続きには自立相談支援事業の相談支援員又は一時生活支援事業の事務職員等が関わる。

図表 34 一時生活支援事業と他機関の業務と連携フロー



注：一時生活支援事業はその性質上、緊急性が求められる場合が多く想定されるため、支援調整会議の前であっても、利用者の状況を勘案し即時的に利用させても差し支えない。

2 一時生活支援事業の運営手順

2-1 一時生活支援事業の運営準備

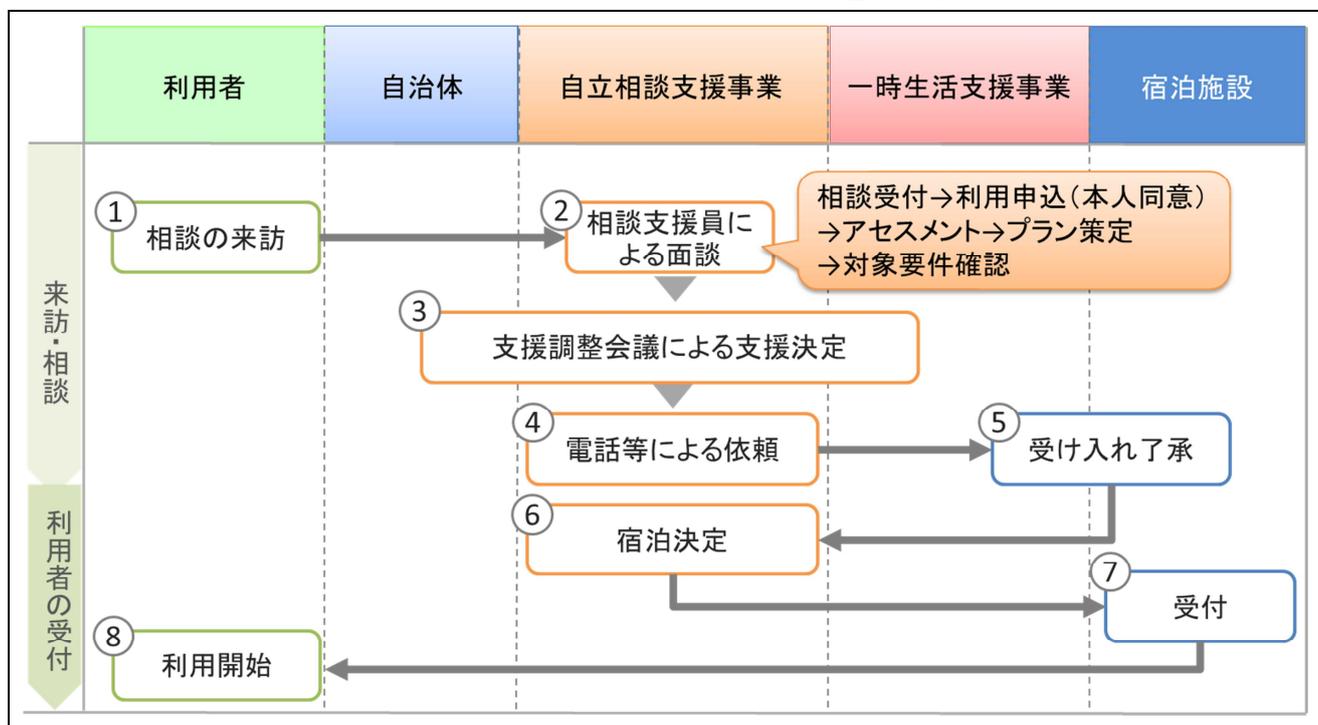
実施主体である自治体が、第Ⅱ章で説明したとおり、推進体制を整備し、運営方法を決定する。事業の立ち上げ方は運営方法によって異なるので、第Ⅶ章の参考事例にて運営方法別に詳細を示している。

2-2 一時生活支援事業の受付

1) 一時生活支援事業の受付（通常）

生活困窮者の来訪から一時生活支援事業の受付までの通常の流れを、図表 35 に示す。

図表 35 相談来訪～利用開始まで（通常の手続き）



(1) 生活困窮者の来訪から宿泊決定まで

- ①生活困窮者が自立相談支援事業の相談窓口に来訪する（図表 35①）。
- ②自立相談支援事業の相談支援員によって相談の受付がされ、利用申込（本人同意）、アセスメントを通じたプラン策定が行われ、一時生活支援事業の支援が必要と判断される場合には一時生活支援事業の対象要件の確認が行われる（図表 35②）。
- ③支援調整会議を行い、支援が決定する（図表 35③）。
- ④一時生活支援事業の利用が決まり、自立相談支援事業の相談支援員が、一時生活支援事業を行う機関（以下「一時生活支援機関」という。）及び宿泊施設に電話等による依頼を行う（図表 35④）。

⑤一時生活支援機関及び宿泊施設が受け入れ可否の確認を行う。例えば、空室が無かったり、利用者の条件（身体的・精神的条件等）に合った部屋を用意できなかつたりするなど受け入れが困難な場合にはその旨を伝える。受け入れ可能な場合にはその旨を伝える。

（図表 35⑤）

⑥宿泊が決定する（図表 35⑥）。

（2）宿泊決定から宿泊施設の利用開始まで

○宿泊施設の利用説明

- ・宿泊決定したら、相談支援員は利用者に対して、宿泊施設利用上の留意事項を伝える。
- ・宿泊先がホテル・旅館等の場合は、例えば、本手引き第Ⅶ章の参考様式「宿泊施設利用上の留意事項」等を用いて利用者に説明する。
- ・宿泊先がホームレス自立支援センター等の場合は、各施設が作成しているパンフレットや利用規則等を示して説明する。

○宿泊施設までの移動

- ・自立相談支援機関から宿泊施設までの移動にあたっては、いくつかの方法が考えられる。
 - ①相談支援員が、宿泊施設まで車等で利用者に同行する。
 - ②利用者が1人で宿泊施設に行くことが可能で適切だと判断するようなケースでは、宿泊先の受付から自立相談支援機関に到着確認の一報を電話等でもらうようにする。
- ・相談支援員は、次の面談日時を利用者と確認してから宿泊先に送り出す。

○宿泊施設の利用開始

- ・利用者が宿泊先で受付し（図表 35⑦）、利用を開始する（図表 35⑧）。
- ・相談支援員は、一時生活支援機関又は宿泊先窓口に、利用者の滞在期間中に無断外泊や周囲からの苦情等の問題が生じた場合には相談支援員に一報するよう依頼しておく。深夜等のトラブルで相談支援員に連絡がつかないような時間帯の場合には、例えば警察に連絡するなど、相談支援員から対応方法を予め伝えておく。
- ・自立相談支援事業の相談支援員又は一時生活支援事業の事務職員は、利用者が一時生活支援事業の宿泊支援利用を開始したことを記録する。
- ・宿泊開始の記録事項は、利用者の氏名、性別、年齢、宿泊施設の名称・場所、宿泊期間等である。
- ・なお、自立相談支援事業での利用申込（図表 35②）において、一時生活支援事業の支援利用を含めた個人情報の利用・提供に関する本人の同意を、相談支援員が書面にて既に得ている。

2) 一時生活支援事業の緊急時の利用

第Ⅱ章で述べたとおり、一時生活支援事業はその性質上、緊急性が求められるケースが想定されるため、利用者の状況を勘案し即時的に利用しても差し支えない。緊急的に支援を行う必要がある場合には、支援調整会議の前であっても、医療、住まい、食事などの当

面の生活を維持するための支援は、本人への適切なアセスメントを踏まえ、その状況に応じて適宜行うことができるものである。

2-3 一時生活支援事業の衣食住の支援提供

1) 一時生活支援事業の支援提供にあたっての連携と利用状況の把握

利用者は、自立相談支援事業のプランに沿って一時生活支援を利用する。自立相談支援機関の相談支援員は、利用者による一時生活支援事業の支援の利用状況を記録する必要がある。例えば、宿泊日数、食事の回数、日用品等の提供があった場合は記録を残す。

一時生活支援事業の利用者が、今後の生活に向けた支援や他の支援（就労支援、家計相談など）を要望する旨を一時生活支援機関の職員（事務職員等）に伝えるようなことがあった場合には、自立相談支援機関の相談支援員にその旨を連絡し、相談支援員が利用者を確認し、アセスメントを行う。

2) 宿泊の提供

自立相談支援機関の相談支援員のアセスメントを通じて策定されたプランと、支援調整会議の支援決定に沿って、一時生活支援を受けることになる。一時生活支援事業の利用期間は3ヶ月間以内に定められている。ただし、一人ひとりのアセスメント状況によっては上限6ヶ月間の支援を受けることができると定められている。利用者の滞在期間の予定や宿泊施設側の受け入れ可否については、自立相談支援機関の相談支援員から一時生活支援機関に連絡・調整する必要がある。

3) 食事の提供

利用者に食事を提供するには、以下のような方法が考えられる。なお、一時生活支援事業においては、宿泊の支援を利用せずに食事の支援だけを利用することはできない。

基本的には支援利用の記録を残し、事業者（宿泊施設、食堂、弁当宅配業者等）に請求書等を発行してもらい、一時生活支援事業の費用を充てる。図表 36 の複数の方法を組み合わせることも可能であり、どのような方法を取るかは地域の状況を踏まえたものとする。

図表 36 食事の提供方法の例

以下のいずれの利用においても、精算のために利用記録を残すことが必要である。

- (1) ホテル・旅館等の場合は、朝食・夕食等を提供することが可能な場合がある。ホテル・旅館等にて昼食等を提供していない場合は、以下の方法と組み合わせる。
- (2) ホームレス自立支援センター等に食堂が併設されていれば利用する。
- (3) 協力してくれる地域の食堂等を利用する。
- (4) 協力してくれる地域の弁当宅配業者を利用する。
- (5) その他

4) 日用品の提供

利用者に必要な日用品を提供するにあたり、ホテル・旅館等の場合は、部屋にタオル、歯磨き等の備え付けが想定されるのでそれらを利用する。

宿泊施設の部屋に備え付けられていない日用品が必要な場合、利用者は相談支援員に相談し、相談支援員が対応を判断する。

日用品の例としては、歯ブラシ、タオル、下着、靴下、その他の衣類、生理用品等が考えられる。また、就職活動に必要な服や靴等の貸出等も考えられる。

日用品の提供方法としては、相談支援員が必要な物品を購入して利用者に渡すこと、相談支援員が利用者に同行して買い物に行くこと、機関に寄付されたタオルや衣類等の物品を渡したり就職活動用のスーツ等を貸し出したりすること等が考えられる。

いずれにしても、費用がかかる場合には一時生活支援事業の経費として相談支援員が精算する。一時生活支援機関の事務職員が関わった場合や事業者等を利用した場合には、領収書や請求書を発行してもらう。

2-4 利用期間変更と宿泊利用終了

1) 利用期間変更

一時生活支援事業の利用期間は原則3ヶ月間以内であり、アセスメント状況によっては6ヶ月間の利用が可能である。

一時生活支援事業の利用期間の変更（延長）が、自立相談支援機関の相談支援員のアセスメントや関係機関との支援調整会議を経て支援決定された場合には、自立相談支援機関の相談支援員が必要な手続きを行う。

2) 宿泊利用終了

(1) 宿泊利用終了の手続き

利用者の宿泊利用終了が決定した場合、その手続きを行う。ホテル・旅館等を利用した場合には、利用実績に応じた請求書等を宿泊施設にて発行してもらい、自立相談支援機関の相談支援員（又は一時生活支援機関の事務職員）に提出してもらう。

自立相談支援機関の相談支援員は、プランの一環として、一時生活支援事業の支援の利用状況を把握し、本人の状況に合わせて宿泊利用終了後のアフターフォローや関連機関（宿泊施設利用後の行き先等）への情報引き継ぎなどを行う。例えば、利用者が生活保護を受給することになった場合、必要に応じてケースワーカーに情報を引き継ぐことが考えられる。

(2) 宿泊利用終了時の記録

一時生活支援事業にて利用された支援は実績として記録に残す。その理由は、事業者の場合は委託元である自治体に支援実績を報告するため、一時生活支援事業の費用を精算するため、一時生活支援事業の評価を行うためといったことが考えられる。

宿泊に係る記録事項としては、利用者の氏名、性別、年齢、宿泊利用開始日、宿泊利用終了日、滞在期間、利用終了の理由、利用終了後の行き先等がある。また、宿泊以外にも、

食事や日用品等の提供があった場合には、それらの利用実績を残す。例えば、ホテル・旅館等で部屋にタオル・歯磨き等の日用品が備え付けられている場合には、宿泊利用の記録に予め含めておくことで利用記録を簡易にするということも考えられる。

2-5 運営上の留意点

1) 一時生活支援事業の利用中に生活保護申請があった場合の取り扱い

一時生活支援事業の利用期間中において生活保護申請があった場合、生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、一時生活支援事業により支援することになる。

なお、かかる場合であっても、生活保護の受給により居住場所の確保までの間は、一時生活支援事業の支援が必要となるため、プラン策定が必要である。

2) 医療の取扱いについて

一時生活支援事業には医療の給付は含まれない。事業の利用開始後、利用者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要がある際には、従前の運用を踏まえ、生活保護申請を行い、生活保護の医療単給により対応して差し支えない。

3 一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携

3-1 自立相談支援事業の業務と一時生活支援事業との関係

一時生活支援事業は、自立相談支援事業との連携が必須である。そのため、自立相談支援事業がどのような機関でどのような業務を行っているのか概要を説明する。

一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施している場合等で、業務内容がどちらの事業か迷うときなどに以下を確認いただきたい。

1) 自立相談支援事業の業務概要

自立相談支援事業の主な業務は、「相談支援業務」と「地域づくり関連業務」である。自立相談支援事業は、①生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状態にあった支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげる「対個人」、②関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組む「対地域」に関する事業である。

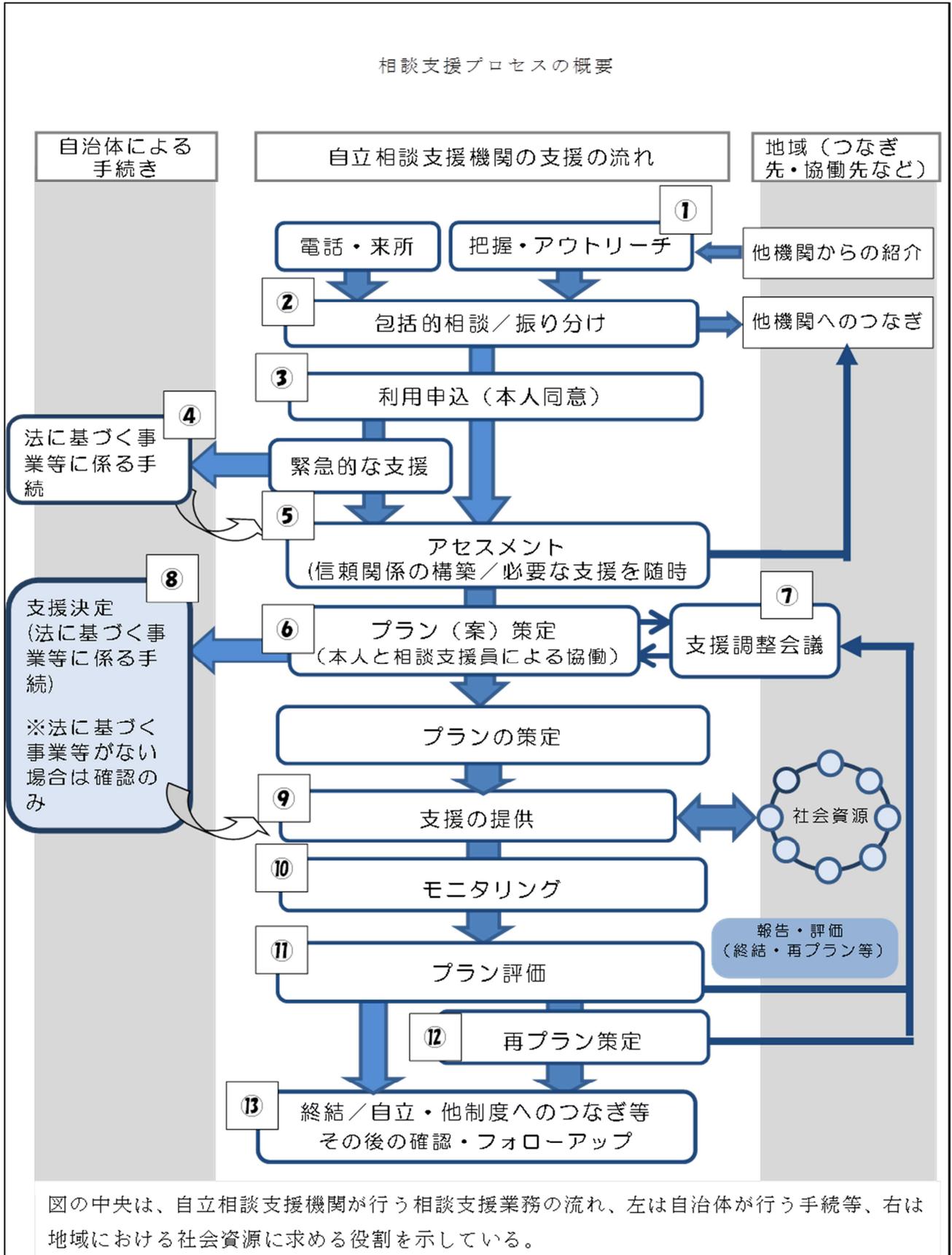
なお、これまで、ホームレス対策として実施されてきたホームレス及びホームレスになるおそれがある者に対する巡回相談やホームレス自立支援センター等における相談支援については、自立相談支援事業において実施する。

自立相談支援事業は、生活困窮者の総合的な窓口であり、生活困窮者は自立相談支援事業の相談支援員が策定する利用者の自立支援計画（プラン）の内容に沿って、自立相談支援事業を介して一時生活支援事業を含むその他の法定支援を利用する。従って、生活困窮者に必要な支援を円滑に提供するため、一時生活支援事業と自立相談支援事業は適切に連携する必要がある。

2) 自立相談支援事業における一時生活支援事業の位置づけ

一時生活支援事業は、自立相談支援事業の業務プロセスにおける位置づけとしては、図表 37 の自治体による「法に基づく事業等に係る手続」「支援決定」によって、一時生活支援事業を利用開始することができる。ただし、緊急の場合はこの限りではない。自立相談支援事業の手引きでは、緊急的な支援について、「相談受付時の本人の訴えや状況から迅速に対応すべき課題があると判断される場合は、プラン策定を待たずに支援を提供する。例えば、法定支援である住居確保給付金と一時生活支援事業を提供する場合には、迅速に手続を行うことが必要である」としている。

図表 37 一時生活支援事業に関連する自立相談支援事業の業務



第 IV 章 個人情報の保護・リスクマネジメント

一時生活支援事業の実施にあたっては、適切な個人情報の管理が必要となる。本章では、一時生活支援事業に求められる個人情報の管理について整理する。

1 一時生活支援事業における個人情報保護の考え方

一時生活支援事業の実施にあたり、支援員は本人及び家族の収入等の個人情報を取り扱うこととなる。個人情報の保護は相談者等のプライバシーを保護するとともに相談者とのトラブルを防ぐためにも重要であり、一時生活支援事業の実施においては、自立相談支援事業と同様に個人情報の保護に十分に留意する必要がある。

なお、個人情報の管理や関係機関との共有方法及びリスクマネジメントに関しては、自立相談支援事業の手引きの第 7 章をご参照いただき、個人情報の適切な取り扱いを図りたい。

2 個人情報保護に関する手続きと関係機関との情報共有

生活困窮者が自立相談支援事業の相談窓口に来訪し、支援利用の申込みをした場合に、所定の様式に個人情報の利用・提供に関して本人の同意を得る箇所がある。したがって、自立相談支援事業にて所定の様式にて本人の同意を得ている場合には、別途手続きを行う必要はない。

また、自立相談支援事業と一時生活支援事業の運営機関が異なる場合、自立相談支援機関が利用者から個人情報の利用・提供に関する同意を得た上で、速やかに一時生活支援事業につなげることができるよう、調整しておく必要がある。

第 V 章 事業の評価

一時生活支援事業について、生活困窮者支援全体の取組方針等を踏まえ、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。

1 運営計画と評価

生活困窮者自立支援制度の実施にあたっては、実施主体である自治体において、現状や課題を把握し、生活困窮者支援全体の取組方針等を定め、その結果を評価することが必要である。

一時生活支援事業についても、生活困窮者支援全体の取組方針等を踏まえ、事業を実施する上での現状や課題を把握した上で、年度ごとに事業運営の目標とそれを達成するための計画を策定し、その実施状況や目標の達成状況を評価することが必要である。このような、いわゆる PDCA サイクルにより次年度以降の運営の改善に生かすことが求められる。具体的な実施方法については、自立相談支援事業の手引きの第 8 章を参照いただき、支援の質の向上に努められたい。

評価には、自己評価と外部評価の二つの方法があるが、まず一時生活支援機関が自らの運営を振り返り、より良い運営を行うため、自己評価をしっかりと実施することが重要となる。

● 評価指標の例

【事業が提供する支援に関して】

- ・ 利用者数
- ・ 利用者の属性（性別、年齢等）
- ・ 宿泊利用開始日、宿泊利用終了日、滞在日数
- ・ 衣食等に係る支援の利用記録
- ・ 利用終了の理由
- ・ 利用終了後の居住先

【宿泊施設に関して】

- ・ 定員数、部屋数
- ・ 施設の稼働率 等

第 VI 章 参考事例集

本章では、円滑な運営の例として 4 つの参考事例を紹介する。事例を通じて、一時生活支援事業の運営や、広域実施の具体的な方法を示す。

1 参考事例集の使い方

1-1 参考事例集の使い方について

本章で紹介する事例（図表 38）は、これまでのホームレス対策や、一時生活支援事業のモデル事業等を実施している複数の自治体・団体等にヒアリングし、他自治体の参考になるような部分を抽出し、参考事例として新たに作成したものである。なお、一時生活支援事業の運営方法としては参考事例に示す以外にも複数のパターンが考えられるため、第 II 章を参照いただきたい。

1-2 参考事例の概要

参考事例 1 は、(ホームレス緊急一時宿泊事業の) シェルター借り上げ方式を自治体が直営した場合を想定している。自治体が旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定による依頼、もしくは宿泊施設と契約を結び、出来高にて部屋を借り上げるというものである。

参考事例 2 は、(ホームレス緊急一時宿泊事業の) シェルター借り上げ方式でホームレス支援をしている NPO 等に委託した場合を想定している。自治体が NPO 等の民間団体に事業委託し、民間団体が旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定や宿泊施設と契約を結び、出来高にて部屋を借り上げるというものである。福祉事務所設置自治体が、複数の事業者のうち、1 つの事業者に自立相談支援事業を、もう 1 つの事業者に自立相談支援事業と一時生活支援事業を委託し、前者の事業者は生活困窮者全般に対する相談支援を引き受け、後者はホームレス等の居所を失うおそれがある者があって一時生活支援事業を必要とする可能性のある利用者を主な対象としている。一時生活支援事業を委託された事業者がホテル、旅館、アパート等の一部を借り上げ、利用者に支援を実施している例である。

参考事例 3 は、(ホームレス自立支援事業の) ホームレス自立支援センター又はシェルター施設方式等の施設を活用した場合を想定している。これらの施設は、多様な支援業務をパッケージとした機能を備え、巡回相談などのアウトリーチを含めた入口部分と利用終了後のアフターフォローに至る幅広い活動を展開している。これまでホームレスなど様々な課題を抱える生活困窮者に対応し、施設に相談支援員が常駐して利用者に手厚い支援を行ってきた。主に大都市に設置されているこれらの施設は、既に運営実績と支援のノウハウを持っている。ホームレス自立支援センター等は、一時生活支援事業の利用者が多いと考えられる大都市においては有効かつ重要な地域の社会資源として捉えることができる。なお、これらの施設の最も重要な特徴である多様で包括的な支援を実現するには、生活困窮

者自立支援制度において複数の事業（自立相談支援事業、一時生活支援事業、その他の任意事業等）を合わせて受託することが必要になる。

参考事例 4 は、都道府県による広域実施で、（ホームレス緊急一時宿泊事業の）シェルター借り上げ方式の場合を想定している。運営形態については参考事例 1 のような自治体直営や、参考事例 2 のような委託の場合がありうる。運営方法については参考事例 1～3 を参考にすることにして、参考事例 4 では広域的な実施に重点を置いて説明する。

図表 38 参考事例の内容と推奨ポイント

事例番号	実施主体	運営方法	自立相談支援事業と一時生活支援事業の運営機関	借り上げ又はホームレス自立支援センター等の施設の利用	推奨ポイント
1	福祉事務所設置自治体	直営	一体的運営	シェルター借り上げ方式（自治体－宿泊施設）	ホテルの借り上げ等、これから一時生活支援事業を始める自治体に向けた内容を示す。
2	福祉事務所設置自治体	委託	一体的運営	シェルター借り上げ方式（自治体－民間団体－宿泊施設）	民間団体を活用することで、自治体職員の負担が少なく、質の高い支援提供が可能になる。
3	福祉事務所設置自治体	委託	一体的運営	ホームレス自立支援センター、シェルター施設方式	施設に運営実績や支援のノウハウがある。
4	都道府県	—	分離	シェルター借り上げ方式	都道府県による広域実施の例を示す。

注：本手引きにおいては、一時生活支援事業と自立相談支援事業を合わせて受託する「一体的運営」を円滑な事例として推奨するため、参考事例 1～3 はいずれも「一体的運営」の例を示している。なお、参考事例 4 の都道府県による広域実施の場合は、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業を実施し、都道府県が一時生活支援事業を実施するという、一時生活支援事業と自立相談支援事業の実施機関が「分離」した状況が想定される。

2 参考事例

2-1 参考事例 1

参考事例 1 は、福祉事務所設置自治体による直営であり、自治体が旅館ホテル生活衛生同業組合等との協定、又は宿泊施設（ホテル、旅館等）と契約を結び、部屋を借り上げている例を示したものである。

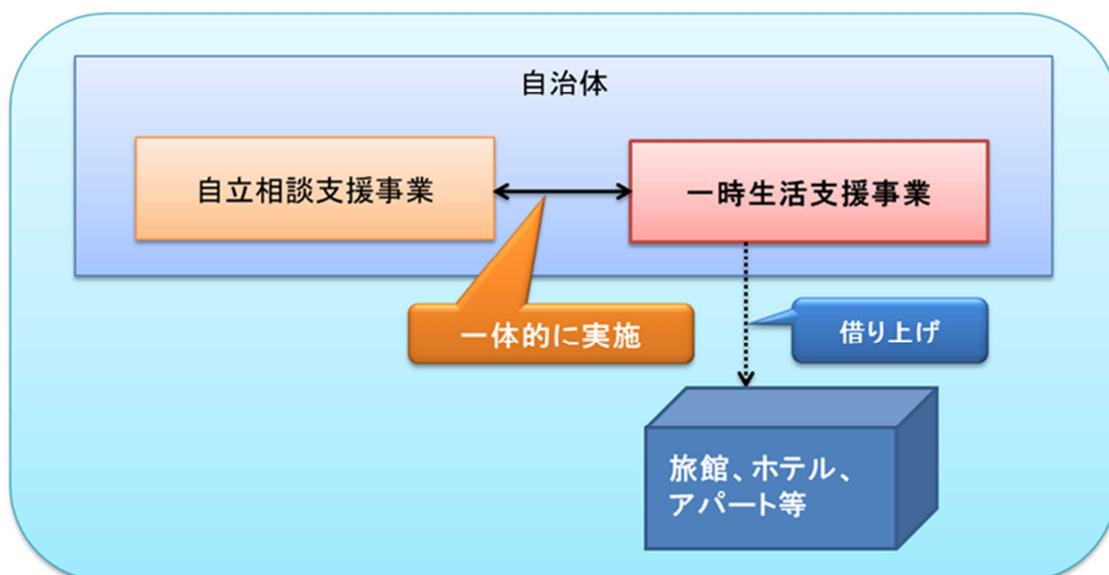
1) 体制と運営方法

実施主体及び運営主体である福祉事務所設置自治体による直営であり、自治体内で自立相談支援事業と一時生活支援事業が一体的に運営されている。

図表 39 実施主体・運営主体、運営方法

項目	内容
実施主体	福祉事務所設置自治体
運営主体	福祉事務所設置自治体
運営方法	直営
運営形態	シェルター借り上げ方式
事業関係	自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的運営（自治体内）
宿泊施設	ホテル、旅館等
利点	<ul style="list-style-type: none">・既存の民間宿泊施設（ホテル・旅館等）を利用するので、これから一時生活支援事業を立ち上げる自治体にとっては導入しやすい。・これまで実績がなく、一時生活支援事業の利用者数の見込を立てにくい場合に出来高払いは導入しやすい。

図表 40 参考事例 1 の実施主体・運営主体、運営方法のイメージ



2) 一時生活支援事業の立ち上げと事業費

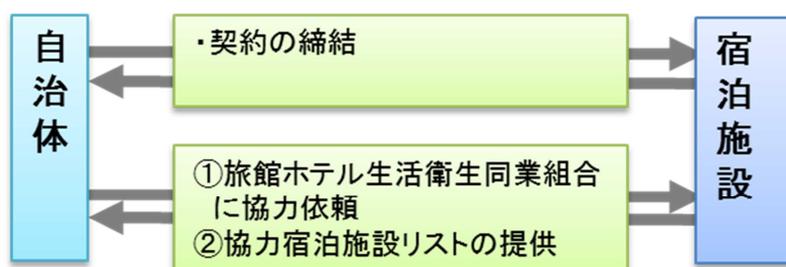
(1) 事業立ち上げ

自治体は一時生活支援事業を実施するにあたって実施要領等を定める。

旅館・ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合には主に次の2つの方法が考えられる。第一に、協力可能なホテル・旅館等と自治体が契約を結ぶという方法が考えられる。第二に、自治体から、地域の旅館ホテル生活衛生同業組合等に協力を依頼し、組合側に本事業に協力できる旅館・ホテル等の協力宿泊施設リストを作成してもらう。宿泊が必要になった場合に、自治体からリスト上の宿泊施設に連絡を取り、協力可能な宿泊施設に依頼する。

予め定めた実施要領等に沿って、宿泊施設利用後に請求書を宿泊施設が発行し、出来高払いにて精算する。請求書の発行は、利用の都度発行する場合と、月末にまとめて発行する場合とが考えられる。

図表 41 契約または協力依頼の例

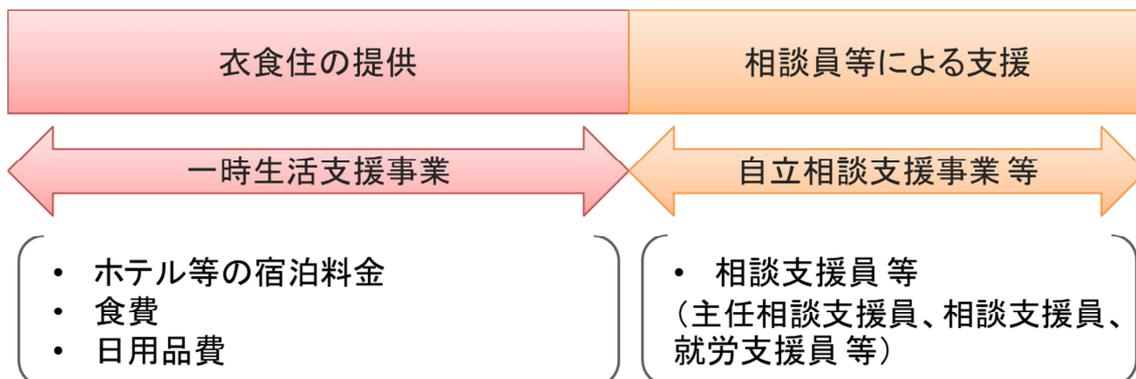


(2) 事業費

原則として、衣食住に係る事業費は一時生活支援事業から、相談支援員等による支援に係る人件費は自立相談支援事業からとなっている。

本事例では、ホテル・旅館等を前提としているので、一時生活支援事業としては、ホテル・旅館等の宿泊料金（宿泊費、食費、備付のタオル・歯磨き等の利用）、他に状況に応じて必要な食費（宿泊施設で提供されない昼食等）、下着等の日用品費が考えられる。

図表 42 自立相談支援事業と一時生活支援事業の事業費の範囲



3) 利用開始から利用終了までの業務連携

本事例の利用開始から利用終了までの業務連携の一例を、図表 43 に示す。

(1) 来訪・相談

生活困窮者が自治体内にある自立相談支援事業の窓口で相談のため来訪する。他の相談窓口（福祉事務所等）を訪れた場合には、自立相談支援事業の窓口を案内する。自立相談支援事業の相談支援員が利用者と面談を行う。

支援調整会議を経て一時生活支援事業が必要と判断された場合には、自立相談支援事業の相談支援員が、宿泊施設（ホテル・旅館等）に電話やファクシミリ等による入居依頼を行う。宿泊施設側の入居可否の確認・相談を経て、受け入れが可能になった場合には、相談支援員が一時生活支援事業の利用開始の手続きを行う。

(2) 利用開始

宿泊施設への移動にあたっては、主に2つの方法が考えられる。1つは、自立相談支援事業の相談支援員が、一時生活支援事業の宿泊施設まで車等で利用者に同行する。もう1つは、利用者が1人で宿泊施設に行くことが可能で適切だと判断するようなケースでは、宿泊先から相談支援員に利用者の到着確認の一報を電話等でもらうという方法もある。

相談支援員が宿泊先の窓口で、電話等で予め必要事項（宿泊・食事の提供方法等）を説明し、確認を行うことで、関係者の認識の相違によるトラブルを未然に防ぐことができるという工夫が考えられる。

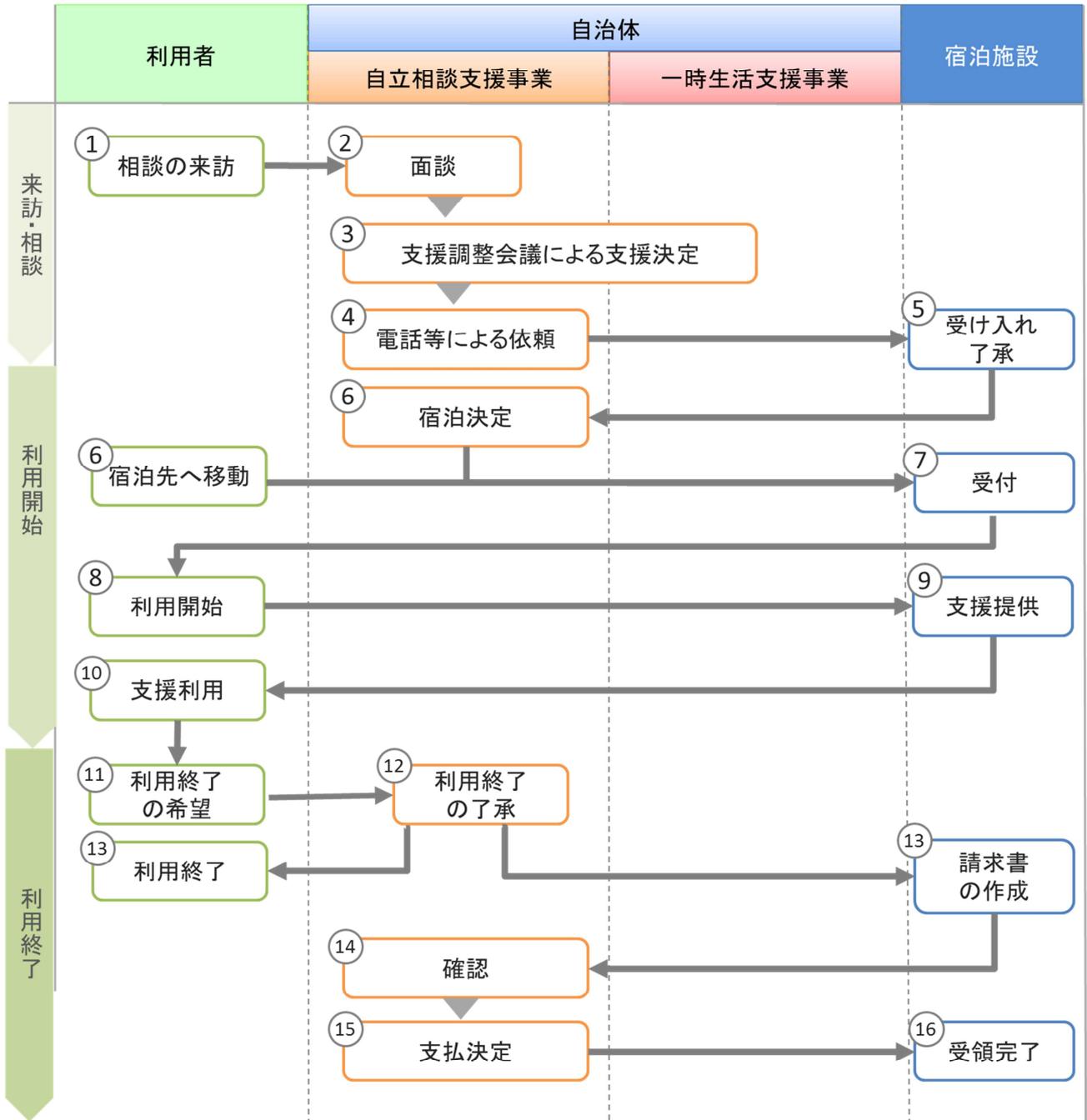
一時生活支援事業の宿泊施設である民間のホテル・旅館等で、利用者は受付を行う。自立相談支援事業の相談支援員は、次回の面談日時を利用者と確認してから送り出す。

宿泊利用開始後、自立相談支援事業の相談支援員のプランに沿って、必要に応じて一時生活支援事業の支援（宿泊、食事、日用品等）を提供し、利用の記録を残す。

(3) 利用終了

利用者が宿泊利用を終了することに伴う手続きを行う。宿泊施設が請求書を発行し、自立相談支援事業の相談支援員等が支払の手続きを行う。請求書を、利用の度に発行するか、月末にまとめて発行するかは予め宿泊施設と決めておいた方法にする。

図表 43 利用開始から利用終了までの業務連携



注：緊急の場合はこの限りではない。

2-2 参考事例 2

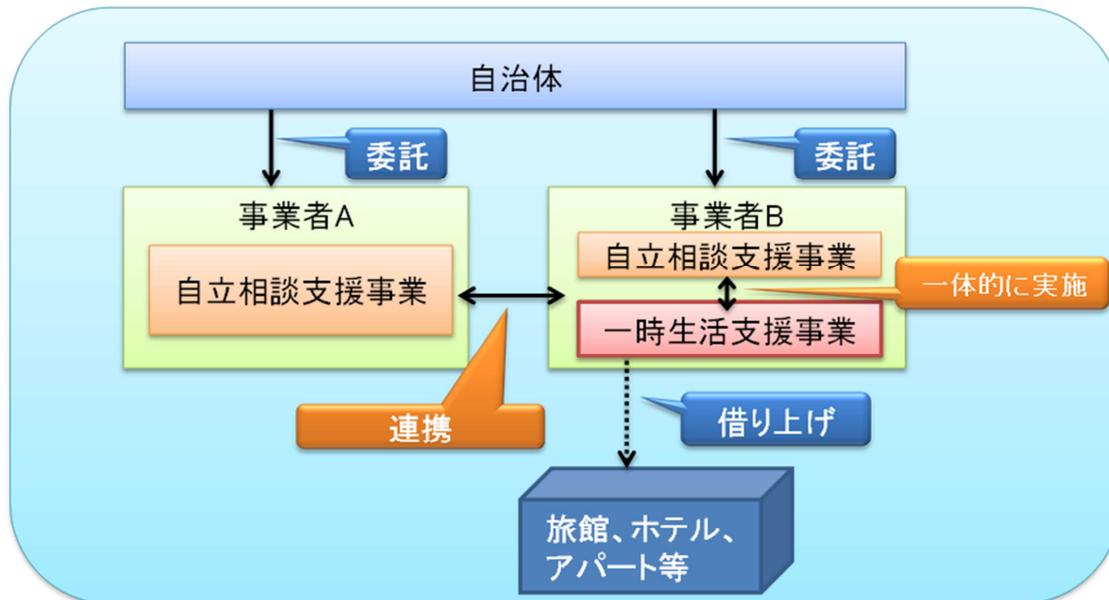
参考事例 2 は、福祉事務所設置自治体が、複数の事業者のうち、1つの事業者に自立相談支援事業を、もう1つの事業者に自立相談支援事業と一時生活支援事業を委託し、一時生活支援事業を委託された事業者がホテル、旅館、アパート等の一部を借り上げ、利用者に支援を実施している例を示す。

現在、NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業により、相談支援や緊急一時的な宿泊場所の提供等の支援を総合的に実施しているケースを想定しており、これまでのNPO等の支援実績やノウハウを効果的に活用することが可能である。

1) 体制と運営方法

実施主体は福祉事務所設置自治体、運営主体は委託事業者である。一時生活支援事業が委託された事業者内では自立相談支援事業と一体的に運営されている。

図表 44 参考事例 2 の実施主体・運営主体、運営方法のイメージ



2) 一時生活支援事業の立ち上げと事業費

(1) 事業立ち上げ

自治体は一時生活支援事業を実施するにあたって実施要項等を定める。その後、公募等によって委託事業者を選定する。委託事業者は、協力可能なホテル・旅館等、又はアパートと契約等を結ぶ。一時的な借り上げであれば宿泊施設利用後に請求書を発行して精算するという出来高払い、年間を通じた常時借り上げであれば定額での利用等が考えられる。

- 事業者 A (生活困窮者全般の相談窓口)

図表 44 の委託事業者 A は、自立相談支援機関として、生活困窮者全般を対象にした相談窓口を担う。一時生活支援事業が必要な方については、事業者 B に依頼する。

- 事業者 B (例：ホームレス支援等の実績がある NPO 等)

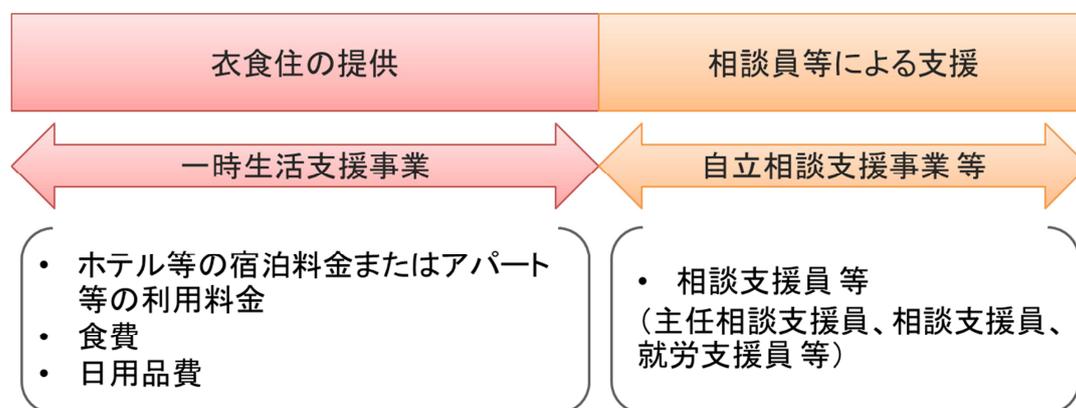
委託事業者 B は、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に運営している。活動実績が豊富な相談支援員 (自立相談支援事業) によるきめ細やかな日常の支援とアセスメントが行われる。

(2) 事業費

原則として、衣食住に係る事業費は一時生活支援事業から、相談支援員等による支援に係る人件費は自立相談支援事業からとなっている。

本事例では、ホテル・旅館等を前提とした場合、一時生活支援事業としては、ホテル等の宿泊料金 (宿泊費、食費、備付のタオル・歯磨き等の利用)、他に状況に応じて必要な食費 (宿泊施設で提供されない昼食等)、下着等の日用品費が考えられる。アパート等を借りる場合は、生活に必要な食事や日用品等を利用者に提供するにあたって、例えば食事は宅配弁当業者に依頼して施設に届けてもらうことや、協力してくれる食堂に利用記録を残して月末に請求書発行により支払うなど、第Ⅲ章記載のような方法を参考にできる。日用品の具体的な提供方法についても、第Ⅲ章を参照されたい。

図表 45 自立相談支援事業と一時生活支援事業の事業費の範囲



3) 利用開始から利用終了までの業務連携

生活困窮者が相談のため事業者 A の自立相談支援機関に来訪する。また、他の相談窓口（福祉事務所、自治体等）に訪れた場合には、事業者 A の自立相談支援機関を紹介してもらおう。事業者 A は生活困窮者全般を対象として自立相談支援事業を行い、相談支援員が利用者と面談を行う。

一時生活支援事業が必要と判断された場合には、事業者 A（生活困窮者全般を対象にした自立相談支援機関）から、一時生活支援事業を行っている事業者 B に電話等による入居依頼を行う。事業者 B は宿泊施設の入居可否の相談を事業者 A と行い、事業者 A から利用者とその関連情報を必要に応じて引き継ぐ。

事業者 A 又は B の自立相談支援機関の相談支援員が、一時生活支援機関の宿泊施設まで利用者に車等で同行する。利用者が 1 人で行くことが可能で適切だと判断するようなケースでは、到着したら宿泊先の窓口から自立相談支援機関に確認の一報を電話等でもらうという方法もある。職員は宿泊先の窓口で電話等で予め必要事項（宿泊・食事の提供方法等）を説明し、確認することで、関係者の認識の相違によるトラブルを未然に防ぐ工夫になる。

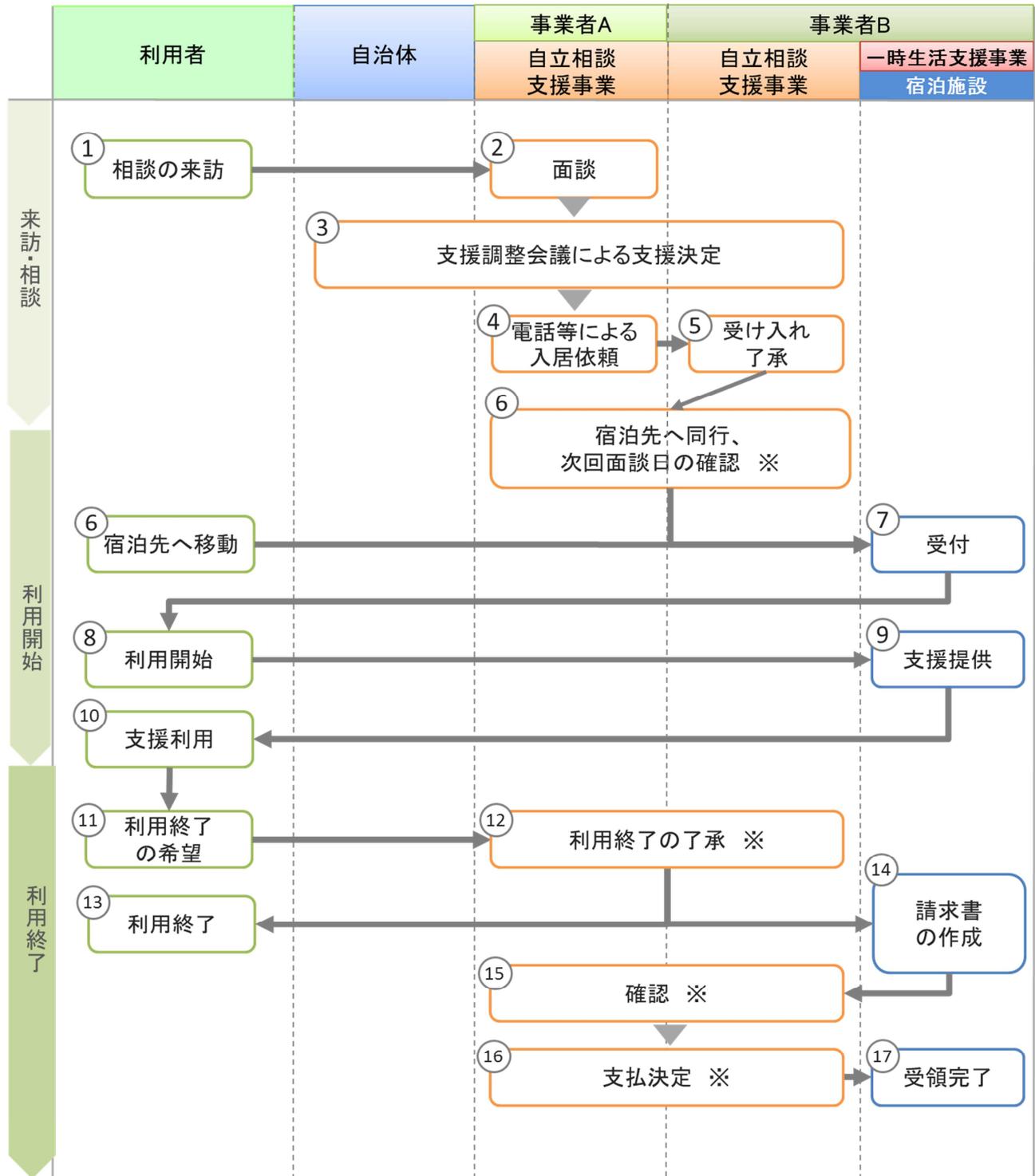
利用先がホテル・旅館等であれば、参考事例 1 と同様に、ホテル・旅館等で利用者は受付を行い、自立相談支援機関の相談支援員は次回の面談日時を利用者と確認してから送り出す。

利用先がアパート等の一室を借り上げるということであれば、入居に関する必要な手続きを済ませ、自立相談支援機関の相談支援員は次回の面談日時を利用者と確認してから送り出す。

宿泊利用開始後、自立相談支援事業の相談支援員のアセスメントや支援調整会議の支援決定に沿って、必要に応じた食事・日用品等の支援を提供する。

利用者が宿泊利用を終了することに伴う手続きを行う。宿泊施設が請求書を発行し、自立相談支援事業の相談支援員等が支払の手続きを行う。利用の都度、請求書を提出するのか、月末払いとするか、予め決めていた方法に則って手続きを行う。

図表 46 利用開始から利用終了までの業務連携



※…当該項目の担当となる事業者は、状況等を勘案し、各自治体で適切に定めることが望ましい。
注：緊急の場合はこの限りではない。

2-3 参考事例 3

参考事例 3 は、ホームレス自立支援センター又はシェルター施設方式といった施設を活用して実施するケースを想定している。これらの施設は、多様な支援や機能をパッケージとして備えた施設として、巡回相談などのアウトリーチを含めた入口部分と施設利用終了後のアフターフォローまでに至る幅広い支援を実施している。

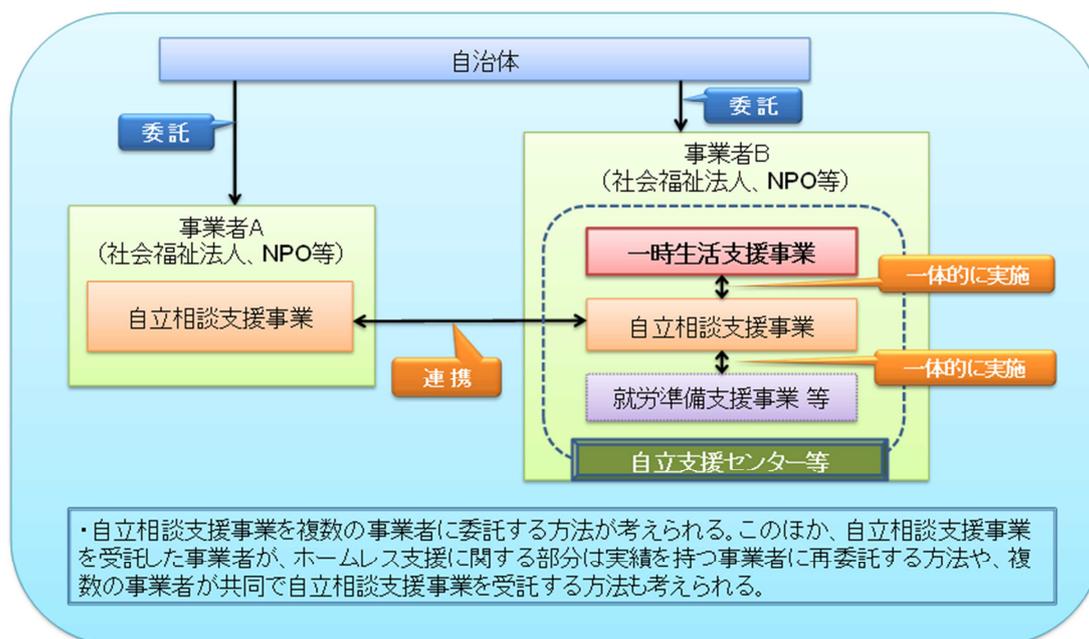
ホームレス自立支援センター等は、これまでホームレスなど、様々な課題を抱える生活困窮者に対応し、施設に相談員が常駐し、利用者に手厚い支援を行ってきたため、既に一定の支援の実績とノウハウを持っている。

これらの施設の特徴である多様な支援をパッケージとして提供するためには、生活困窮者自立支援制度において複数の事業（自立相談支援事業、一時生活支援事業、その他の任意事業等）を組み合わせ受託することが必要となる。

1) 体制と運営方法

実施主体は福祉事務所設置自治体で、委託のため運営主体は事業者である。事業者内で自立相談支援事業と一時生活支援事業と他の事業等が一体的に運営されている。

図表 47 参考事例 3 の実施主体・運営主体、運営方法のイメージ



2) 一時生活支援事業の立ち上げと事業費

(1) 事業立ち上げ

自治体は本事業を実施するにあたって実施要項等を定める。その後、公募等によって委託事業者を選定する。事業者は受託後、事業実施の手順等を定める。

- ・ 事業者 A (生活困窮者全般の相談窓口)

図表 47 の委託事業者 A は、自立相談支援機関として、生活困窮者全般に対する相談窓口を担う。一時生活支援事業が必要な方については、事業者 B に依頼する。

- ・ 事業者 B (例：ホームレス自立支援センター)

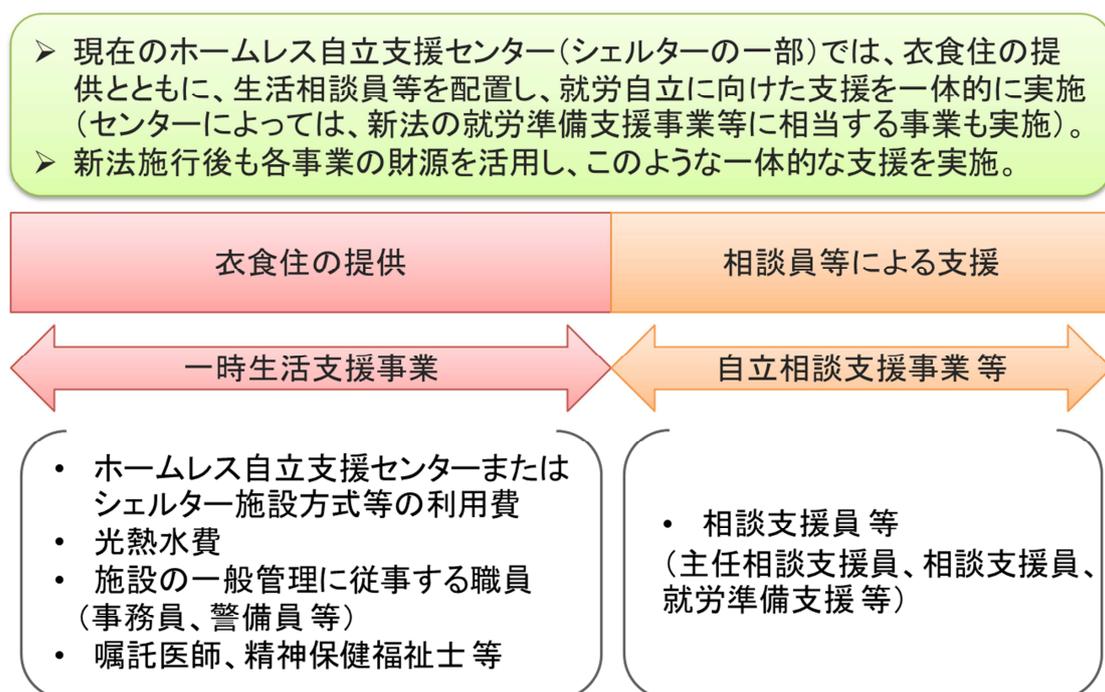
委託事業者 B は、一時生活支援事業と自立相談支援事業と他事業等を一体的に運営している。活動実績が豊富な相談支援員によるきめ細やかな日常の支援とアセスメントにより、利用者に対して手厚い支援が可能になる。

(2) 事業費

原則として、衣食住に係る事業費は一時生活支援事業から、相談支援員等による支援に係る人件費は自立相談支援事業からとなっている。

本事例では、ホームレス自立支援センターを想定しているため、相談業務は自立相談支援機関の相談支援員としての事業費を充て、衣食住に関する経費には一時生活支援事業の事業費を充てる。ホームレス自立支援センターでは嘱託医師・看護師や精神保健福祉士なども働いている場合がある。自立相談支援事業費から出せるのは相談支援員等の業務のみなので、それ以外の人件費は一時生活支援事業費として充てる。

図表 48 自立相談支援事業と一時生活支援事業の事業費の範囲



3) 利用開始から利用終了までの業務連携

生活困窮者が相談のため事業者 A の自立相談支援機関に来訪する。また、他の相談窓口（福祉事務所、自治体等）に訪れた場合には、事業者 A の自立相談支援機関を紹介してもらおう。事業者 A は生活困窮者全般を対象として自立相談支援事業を行い、相談支援員が利用者と面談を行う。

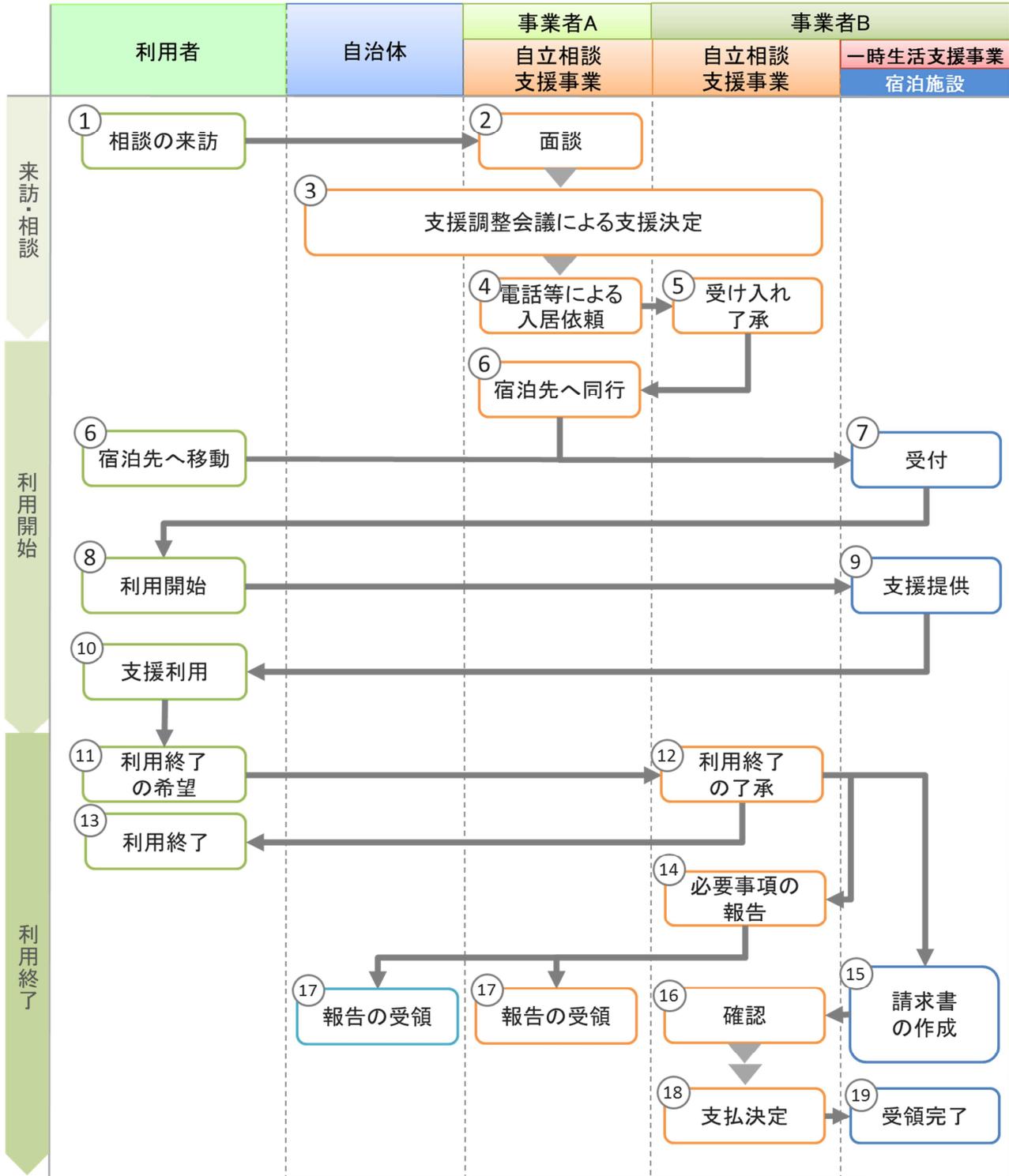
一時生活支援事業が必要と判断された場合には、事業者 A（生活困窮者全般を受け入れる自立相談支援機関）から、一時生活支援事業を行っている事業者 B に電話等による入居依頼を行う。事業者 B は宿泊施設の入居可否の相談を事業者 A と行い、事業者 A から利用者とその関連情報を必要に応じて引き継ぐ。

事業者 A 又は B の自立相談支援事業の相談支援員が、一時生活支援事業の宿泊施設まで利用者に車等で同行する。利用者が 1 人で行くことが可能で適切だと判断するようなケースでは、事業者 A の職員から事業者 B の職員に、宿泊施設に到着したら確認の一報を電話等でもらうように依頼するという方法もある。

事業者 B の相談支援員が利用者を施設に迎え入れ、受付などの施設利用に必要な手続きや施設利用の説明を行う。宿泊利用開始後、事業者 B の自立相談支援事業の相談支援員のアセスメントや支援調整会議の支援決定に沿って、食事、日用品等の提供を行う。

利用終了の場合には、予め定めていた必要事項を委託元である自治体に報告する。

図表 49 利用開始から利用終了までの業務連携



注：緊急の場合はこの限りではない。

2-4 参考事例 4

参考事例 4 は、都道府県による広域実施で、シェルター借り上げ方式の場合を想定している。運営形態については参考事例 1 のような直営と、参考事例 2 のような委託の両方のケースがありうる。参考事例 4 では、運営方法は参考事例 1~3 を参考にすることにして、広域実施の具体例としての位置づけで掲載する。本事例では、大阪府のモデル事業の広域実施の方法を紹介する。

参考事例 4 の特徴として、都道府県内全域をカバーし、広域的な実施が可能であり、後述する「契約市」を決めることで、都道府県は実施主体となる町村分の費用負担と調整役を担うというものである。

1) 体制と運営方法

実施主体は都道府県及び都道府県内の各福祉事務所設置自治体による直営である。福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関と、都道府県の一時生活支援機関が連携して運営する。

2) 一時生活支援事業の立ち上げと運営

(1) 事業立ち上げ

大阪府では大阪市を除く全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの 2 つの地域ブロックに分け、ホームレス自立支援を実施している。本事業の実施にあたっては、この地域ブロックごとに実施要項等を定める。また、各市町村の対応として、各ブロック内の事業に係る協定書を締結する。

(2) 事業の運営

一時生活支援事業の運営における大阪府と各市町村の役割及び事業の実施イメージを図表 50 に示す。このように、大阪府が総合調整を行い、各市町村が実績に応じて利用額を支払うといった広域的な実施体制を構築することにより、比較的ホームレス数が少ない市町村でも一定の支援を提供することが可能になるとともに、各市町村がより少ない財源で効率的に実施することが可能となる。また、政令市や中核市への流入にも一定の歯止めをかけることが期待される。

- ・ 大阪府

旅館ホテル生活衛生同業組合との調整を行い、旅館やホテル等の紹介を受ける。また、市町村間の総合調整、助言等の援助（後方支援）を行う。契約書、報告書、申請書等の宿泊施設を利用するための書類の雛形を作成する。

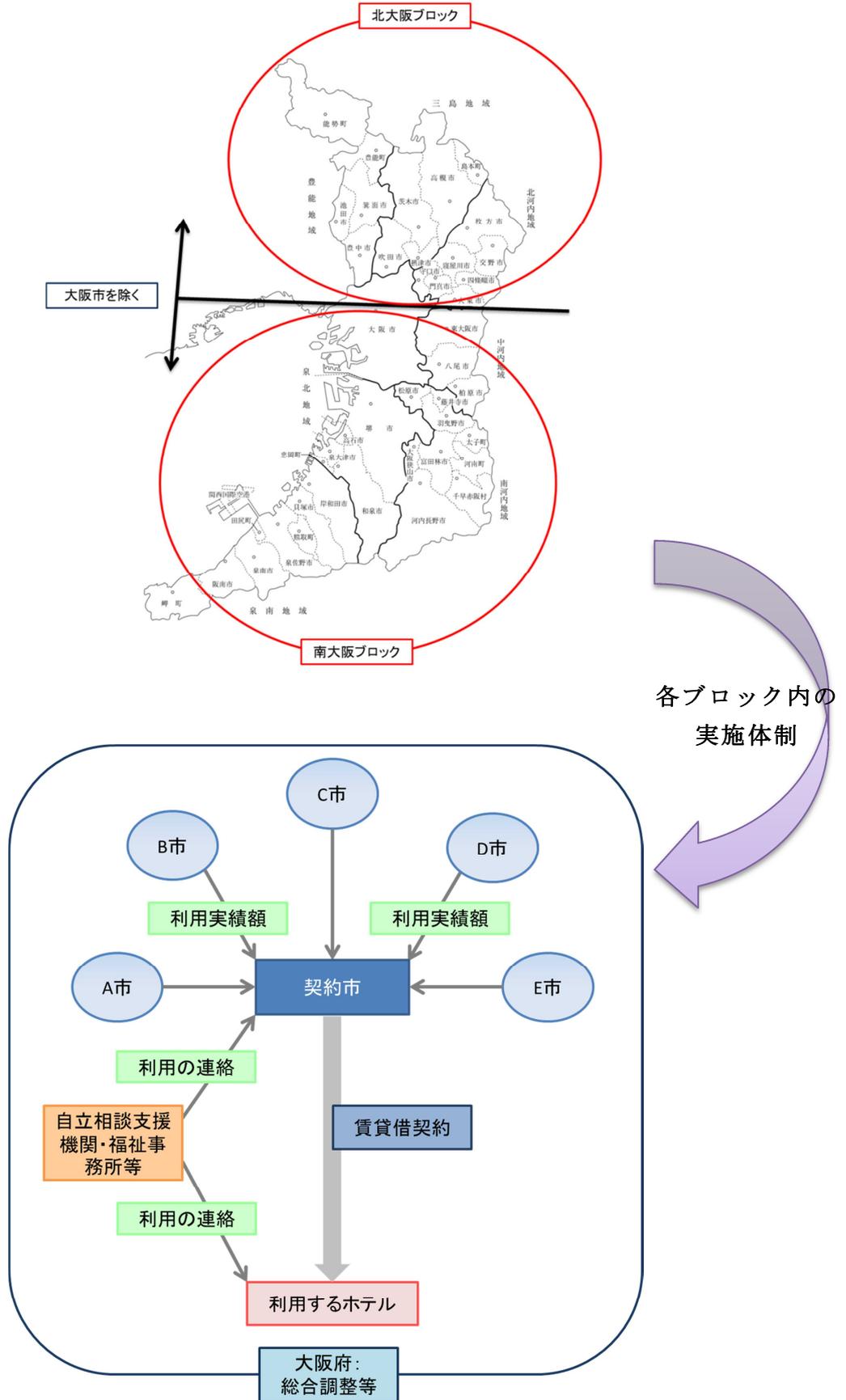
- ・ 契約市

各ブロックに 1 市ずつ設置されており、各ブロックに所属する各市が年度ごとに輪番で担当する。契約市は大阪府からブロック内のホテル等の宿泊施設の紹介を受け、各宿泊施設と賃貸借契約を結ぶ。

- ・ 契約市以外の各市町村

これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。

図表 50 一時生活支援事業の実施イメージ



第 VII 章 参考資料

本章では一時生活支援事業に関する参考様式の例を示す。

1 参考様式例

1-1 参考様式例について

一時生活支援事業に関する参考様式例を掲載する（図表 51 参照）。これらは、事業に必要な様式を作成する際の一助になるための例示である。本事業のヒアリングにて自治体より様式を収集し、他自治体での使い勝手を考慮し、一部修正したものである。なお、相談支援員によるアセスメント等に用いる様式は、自立相談支援事業の手引き等を参照するものとして、本手引きには掲載しない。

図表 51 参考様式例一覧

様式番号	参考様式例	段階	内容	書類の発行元と宛先
1	・貸借借契約書	事前	宿泊施設との契約に係る書類	自治体又は委託事業者 ⇒宿泊施設
2	・宿泊施設利用の留意事項	受付	宿泊施設の利用上の留意事項	自立相談支援事業の相談支援員 ⇒利用者
3	・実績報告書兼請求書	利用終了	宿泊施設からの請求書・明細書	宿泊施設 ⇒自立相談支援事業の相談支援員

● ● 契 約 書

収 入

印 紙

〇〇市を甲とし、●●●旅館 代表 △△△△を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(契約物件)

第 1 条 乙は、その所有する次の物件を甲に賃貸するものとする。

所在地〇〇市〇〇町〇〇×番地の×

旅館名 ●●●旅館

(用途)

第 2 条 甲は、賃貸物件を〇〇市一時生活支援事業の宿泊場所として使用する。

2 乙は、別添の〇〇市一時生活支援事業実施要綱により宿泊場所を提供しなければならない。

3 乙は、前項の実施要綱に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(賃貸借期間)

第 3 条 賃貸借の期間は、利用者からの申請により甲が認めた期間とする。

第 4 条 賃借料は、定員 1 名につき 1 日 3 食付きで日額●●円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、賃借料に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

(実績報告書の提出)

第 5 条 乙は、利用があった月の利用実績等を翌月●●日までに実績報告書(様式●●)により甲に報告するものとする。

(賃借料の支払)

第 6 条 乙は、毎月●●日までに前月分の賃借料を、書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から 30 日以内に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の

額とする。

(経費の負担)

第7条 契約物件に関する公租公課その他一切の賦課金(消費税法及び地方税法の適用により課される消費税及び地方消費税を除く。)は、乙が負担する。

(売却等の制限)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、契約物件に、抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、甲の契約物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更)

第9条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第10条 甲は、乙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(談合等による解除)

第 1 1 条の 2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の排除措置命令がなされ、同条第 7 項又は第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (2) 乙に対し、独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令がなされ、同条第 5 項又は第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (3) 乙に対し、独占禁止法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、独占禁止法第 77 条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (4) 乙が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 前 4 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条による刑が確定したとき。

害賠償)

第 1 2 条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 11 条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

- 2 宿泊利用者の責に帰すべき事由により賃貸物件に損害が発生した場合は「●●事業実施要領」に基づき対応するものとする。
(損害賠償の予定)

第 1 2 条の 2 乙は、第 11 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 5 号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
(期限の利益の喪失)

第 1 2 条の 3 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

- (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったと

き。

(2) 前号に掲げるもののほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

(3) 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

(相殺予約)

第12条の4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(個人情報保護)

第13条 乙は、この契約を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係法令の遵守)

第14条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第15条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成××年××月×日

甲 ○○市長 ▲▲▲ ▲▲▲

乙 住所
氏名

宿泊施設利用上の留意事項

1. あなたが利用する宿泊施設は、民間のホテル（旅館）です。

他の利用客の迷惑になるようなことのないようにし、また、宿泊施設の指示に従ってください。

公序良俗に反するようなこと、法律や条例に違反するようなことがある場合は、あなたに対する支援を行うことができなくなりますので注意してください。

2. 宿泊施設の利用について、次のことに留意してください。

①外出するときは、宿泊施設に鍵を預け、行き先と帰る時間を伝えてください。

②ほかの場所での外泊はできません。

外出した場合は必ず予定の時間に帰ってきてください。

③（ホテル・旅館の）部屋の電話は原則利用できません。

携帯電話がない場合で、相談支援員に連絡したいときは、宿泊施設に申し出てください。

④宿泊施設での食事は、朝食と夕食の2回です。

昼食は●●●●としてください。

3. 宿泊施設利用中、体調が悪くなった場合には、相談支援員に連絡してください。

【連絡先】

〇〇市（町村）自立相談支援事業 相談支援員 代表電話 XX-XXXX-XXXX

様式〇〇

宿泊提供実績報告書（兼請求書）

< 宿泊施設記載欄 >

平成 年 月 日

●●●●殿

住 所

名 称

代 表 者

印

平成 年 月 日に、〇〇〇〇〇〇〇〇から依頼のありました
 〇〇〇様について、下記のとおり宿泊等の受入を行いましたので報告します。
 なお、宿泊費用等の支払いは、下記により送金してください。

記

- 1 宿泊期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 泊 日
- 2 宿泊施設名
- 3 費用の請求額 円
- 4 支払内容 宿泊費（ 泊）、その他（ ）
- 5 振込先

口座 払	銀行	支店
	普通・当座	番
	フリガナ 口座名義人	
	電話番号	

< 〇〇〇〇（自治体）記載欄 >

受付印

注) 住所、名称、代表者名については、宿泊費等の請求を行う団体等名を記入してください。

なお、振込手数料は、ご負担ください。

(参考)

検討委員会について

本手引きを検討するにあたって、ホームレス等の生活困窮者支援に知見を持つ有識者・実務者の計7名で構成する（図表52）検討委員会を設置・開催した。

図表 52 検討委員会委員

委員	所属
岡部 卓	首都大学東京・大学院人文科学研究科教授
垣田 裕介	大分大学大学院福祉社会科学研究科准教授
笠原 正之	社会福祉法人みおつくし福祉会 自立支援センターおおよど所長
立岡 学	特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台 理事長
寺崎 大智	中高年事業団やまて企業組合 専務理事
森松 長生	特定非営利活動法人 抱樸 常務理事
山田 壮志郎	日本福祉大学社会福祉学部准教授

注：敬称略。なお、所属については委員会開催当時のものである。

以上